



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判（7）：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして
Author(s)	前田, 星; Maeda, Hoshi
Citation	北大法学論集, 72(6), 79-123
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84632
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_6_04_Maeda.pdf



ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(7)

——ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの
『詳細なる手引き』を手掛かりにして*——

前 田 星

目 次

はじめに

序論 研究の射程

第1節 魔女研究における法史的研究：手続論と学識法曹

(1) 魔女研究史の概観

(2) 法史的研究の意義

第2節 本稿について

(1) 研究の目的と対象

(2) 論文の構成 (以上、70巻4号)

第1章 地域・著者・史料

第1節 17世紀ヴェストファーレン公領の魔女迫害

(1) 対象地域の地理的概要と裁判権

(2) 魔女裁判をめぐる状況

(3) 魔女コミサール (以上、70巻5号)

第2節 史料について

(1) 学識法曹ハインリヒ・フォン・シュルトハイス

(2) 魔女裁判マニュアル『詳細なる手引き』

第2章 例外犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女＝例外犯罪？

*本稿は、北海道大学審査博士(法学)学位論文(2019年3月25日授与)「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして」を加筆・修正したものである。

- (1) 例外犯罪であること
- (2) 例外犯罪の歴史
- (3) 例外犯罪論の分析にあたって (以上、70号6号)

第2節 魔女術の例外犯罪性

- (1) 例外犯罪の性質・具体的な犯罪群について
- (2) 裁判権に関する例外
- (3) 刑罰・処置に関する例外 (以上、71巻1号)
- (4) 手続に関する例外① - 被告人の防御の権利
- (5) 手続に関する例外② - 拷問と証人

第3節 小括 - シュルトハイスの手続と近世の例外犯罪論

(以上、71巻2号)

第3章 組織犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女の集団

第2節 組織犯罪性

- (1) 魔女の組織 - 規模と関係性
- (2) 血縁関係と魔女
- (3) 尋問の主眼
- (4) 供述の信憑性と法的効力① - 拷問の条件としての告発の信憑性 (以上、71巻5号)
- (5) 供述の信憑性と法的効力② - 「良き評判のある」人物に対する告発の場合
- (6) 供述の信憑性と法的効力③ - 自白の撤回

第3節 小括 - 魔女裁判手続と魔女術犯罪の組織性

第4章 魔女術罪と宗教

第1節 魔女術と宗教の関わり

- (1) 魔女術罪の宗教性
- (2) 魔女裁判における悪魔の存在意義
- (3) 魂の救済をめぐる問題

(以上、本号)

第2節 魔女と悪魔

第3節 魂の救済

第4節 魔女裁判手続における宗教的要素の意義

終章 近世刑事司法の中の魔女裁判と学識法曹

第1節 学識法曹としてのシュルトハイスの立ち位置

第2節 課題と展望

(5) 供述の信憑性と法的効力② — 「良き評判のある」人物に対する告発の場合

さて、ここまでのシュルトハイスの議論を見てみても、告発の信頼性が近世において大きな論点であったことが理解できる。先述のシュペーのように、告発に一切証拠としての価値を認めない立場もあれば¹、ポダンのように、たった1人の告発によって拷問へと手続を進めることが可能だと論じる論者もいた²。このような主張についても、飽くまで原則的な話であり、シュルトハイス自身がしばしば認めているように、状況によって告発の信頼性や重さは変化しえた。

タナーも、ある特別な場合における告発の重さについて異議を唱えた一人であった。以下、タナーの主張とその論拠を確認してみたい。タナーの主張は「どれほど告発が増えたとしても、良き評判の人に対して拷問の判断を下しえない」というもので、タナーは多くの論拠を列挙しながら、これが実務においても学説においても広く受容されていると論じている³。ここでの「良き評判」とは、すなわち身分の高さを示すと考えることができるが、後述するようにシュルトハイスはこれを確定させてはいない。タナーは根拠として数多くの著名な学者(デルリオやクラマーといった魔女裁判を推進した学者達を含む)の著作を挙げており、また『カロリナ』においてはそういった告発は、魔術の諸徴表の中に含まれていないと述べる⁴。

¹ 拙稿「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(6):ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして」『北大法学論集』第71巻5号、2021年、209-251頁、236-240頁を参照。

² 同上、236頁を参照。

³ Heinrich von Schultheiß, Eine Außführliche Instruction Wie in Inquisition Sachen des grewlichen Lasters der Zauberey gegen Die Zaubere der Göttlichen Majestät vnd der Christenheit Feinde ohn gefahr der Unschuldigen zuprocediren, Köln 1634, S. 367, „denunciaciones quantumuis multiplicatas contra hominem alias bonae famae non facere indicium ad torturam“.

⁴ Ebd., S. 371, „certe in constit. Carolina, vbi in dicia maleficij commenorantur, non ponitur duorum vel plurium complicum denunciatio, nempe, quia ea sola, alijs adminiculis destitura ad conuincendum non sufficiat.“

更にタナーは次のような理屈によっても魔女（とされている者たち）の供述は信頼できないと述べる。つまり、もし仮に魔女だとして自白した者たちが、実際には魔女でなかったとしたら、彼らは仲間について知るはずがないため、その仲間についての告発は偽りである。他方で本当に魔女であったとしたなら、彼らはしばしば無実の者を告発するような共謀を巡らしている可能性があるから、魔女からの告発は信頼できない、という論理である⁵。

またタナーに拠れば、魔女たちはしばしば悪魔によって見せられた夢や幻覚に騙されて、空を飛んだり移動したりしていると思込まれている⁶。サバトに行ったという証言が悪魔によって見せられた夢ないし幻

なお、『カロリナ』第44条は以下の通り。上口裕『カロリーナ刑事法典の研究』成文堂、2019年、167-168頁。「第44条 同じく、何びとかが、魔術 (zauberei) を教授することを他の者に申し出た場合、他の者に魔術をかけると脅迫し、脅迫された者にその種の変事が生じた場合、特に男若しくは女の魔術師と交友関係を有する場合、又は、魔術の特徴を帯びる怪しげなる物、素振り、言辞、記号を用いた場合において、当該人物について以前より魔術の風評があるときは、魔術の適法なる徴憑であり、かつ拷問を行う十分な理由となる。」

⁵ Schultheiß, aa.O. (註3), S. 371, „*Secundo probatur assertio rationibus*. I. NAM aut denunciante vere, vt de se prositentur, sunt striges & maleficae, aut non sunt: si non sunt, tunc & de seipsis mentiuntur, & de alijs complicitibus nihil sciunt; praesertim quia hoc crimen, occultum est, & solus complicitibus notum esse solet. Si autem sunt, vt supponitur, tum re ipsa (saltem ante seriam poenitentiam criminis, de qua in foro exrerno vixsatis constare potest, vt dicitur) & secundum iustam praesumptionem, ex ipsa vi ac natura criminis, tales personae sunt, quae cum omnibus, tum praecipue innocentibus, quouis modo nocere, adeoque vel maxime falsa etiam deuunciatione, supplicium patere cupiunt.“

⁶ Ebd., S. 373, „III. *Certum est*, Sagas non raro in somnijs à daemone deludidum se putant ad hunc vel illum locum deferri, & cum his vel illis personis versari, imò valde credibile est, eiusmodi translationes saepius tantum esse phantasitcas, non veras & reales: vt *docui tom. I. disput. 5. quaest 6. dup. 7.* Cum ergo tam pronum & freqœuens sit illusionis periculum, adeò vt nex illae ipsae, quae talia patiuntur, partim ob daemoneis vafriciem, satis aliquando inter veras & falsas eiusmodi translationes & negationes distinguere possint,

覚である可能性がある以上、そのような証言は信頼できないというのである。さらに悪魔の能力に言及しながら、悪魔は無実の人物に変身することができるため、魔女の集会で誰々を見た、という証言はあてにならないとする⁷。

加えてタナーは魔女裁判の実態についても非難を向けている。魔女の自白や裁判役人たちの口の軽さの故に噂が流布され、それが別の人を逮捕する徴表となるというような事態が生じていると非難する⁸。そして実

quomodo eiusmodi denunciationes per se solae haberi possint pro claris probationibus, quales ad torturam requiruntur?"

⁷ Ebd., S. 367, „V. Constat exemplis quibusdam, in conuenticulis sagarum nonnunquam à daemone repraesentari eas personas, quae reuera tunc praesentes non sunt, nex potest certò constare, id Deo extra ordinem permittente, non aliquando etiam circa personas innocentes accidere posse; quando id re ipsa accidisse, plures fide dignae relationes habent, & in vita B. Bethae Reuttensis, quae quotidianis hodie, maximisque miraculis claret, legitur, daemonem cum eius incredibili abstinentiae detractum iri vellet, eius pesona indutum, omnis generis cibos furtim subduxisse, quasi ficta tantum & simulata non vera esset ea à virgine repraesentata abstinentia. Vbi etiam aduertendum est, ad hoc, vt Diabolus aliquam personam repraesentet, non opus esse speciali & miraculoso Dei concursu, sed id Diabolum facere posse per seipsum ac naturali virtute, nisi speciatim à Deo inhibeat, vt suo loco de Angelis dictum, *Tom. 1. diso. 5. q. 6. dub. 7.* Quare etiam ex alijs historijs constat, diabolum subinde ad decipiendos simplices etiam Sanctorum, imò ipsius Christi, aut B. Virginis personas repraesentasse; & alijs modis nonnunquam pios iustosque viros daemonibus cruciandos fuisse permissos, tradit *Chrysostomus de prouident. Dei.* Ergo etiam ex hac parte, non satis firmæ & certae, sed potius dubiae & suspectae sunt eiusmodi denunciationes.“

⁸ Ebd., S. 374, „IV. Illi ipsi qui strigum plurium denunciationes ad torturam denunciati sufficere asserunt, ex veriori requirunt hanc conditionem, vt poenitentes denuntient; ita enim docent *Binsfeld. lib 3. conclus. 6. & Doctores Friburgenses apud Delrium libro 5. append. 2. quaestio. 1. in fine, & eodem teste, olim ipse Delrius libro 5. disquis. sect. 3.* At vero ista conditio nex seruari hodie solt in multis tribunalibus, in quibus ante confessionem & poenitentiam striges ad denunciandum torturis compelluntur, neque de ea satis ferè in iudicio constare potest: quomodo ergo solis eiusmodi

際には、拷問によって無理やり自白させられているのだ、とも述べている。また、告発する側の証人の適格性に問題があるという点も指摘している⁹。例えばタナーは、告発者が「弱く」、しばしば未成年や女性であり、魔術以外にも多くの悪徳に身を染め、人類全体や周囲の者たちに対する全般的な憎しみを抱いているため、証言は信用できないとしている。また、どれだけ厳しく訴追しようとも裁判という方法によってだけでは魔女は根絶し得ず、他方で告発だけに拠って訴追するなら無実の者が裁かれる危険性が増すだけであると警告する¹⁰。告発だけでは有罪判決を下

denunciationibus aduersus honestas & bonae famae personas tutò fidetur?"

⁹ Ebd., S. 376, „VIII. Communis Doctorum sententia est, quam tradit etiam *Delrius lib. 5. desq. sect. 3.* saltem tunc elidi, indicium plurium complicum seu infamium personatum per certam & constantem bonae famae exceptionem, quando ad bonam famam personae denunciatae, accedunt alia indicia, ad exculpandum denunciatum; vel quando etiam reis denunciantibus plures defectus obijciuntur, qui eorum personas vel dicta debilitant, vt quod sint viles personae, aut aliàs alijs criminibus scelerosi, vt superius dictum *n. 33.* etsi posterius contra communem negat idem *Delrius append. 2. q. 17.* At verò eiusmodi exceptiones defestuum in omnibus sagis & veneficis vel maxime locum habent: sunt enim 1. personae plerumque viles. 2. sunt mulierculae rudes, & nonnunquam semifatuae. 3. sunt praeter magiam omnibus quasi sceleribus contaminatae, vt *dictum n. 4. dub. 1.* Et quidem 4. eo, quod vel vnicum sufficiat, & in hac re comprimis consideratione dignonest, vniuersali odio contra totum quasi humanum gen' suosque adeò etiam vel proximos consanguineos, puta patentes, filios, fratres, sorores, &c. laborant."

¹⁰ Ebd., S. 374f., „VI. Experientia Iudicum, & ipsarum strigum confessione coustat, hoc crimen solis per se criminalibus eiusmodi processibus, quantumuis rigidis, non extingui, imò vix diminui: etsi quidem nihilominus processus illi prorsus necessarij sint, tum ad iustitiae exemplum; tum ob scandalum tollendum: Ergo cum ex vna parte tantae vtilitatis non sint: ex altera parte, si tantum solis denunciationibus deferatur, facile possit periculum creari innocentibus, ita moderandi iure videntur, vt saltem morale periculum innocendum absit; quod fiet, si solis per se denunciationibus sagarum non admodum fidatur, saltem aduersus pesonas bonae & integrae famae, nulloque alio in dicio de scelere notatas."

まずシュルトハイスはタナーのこの主張について次のように主張する。もし「複数の人物の告発は、他の点で良く正しい評判であるところの告発された者に対して十分ではない」ということであり、「複数の者たち」とは「2人または3人」のことであるなら、それについてはシュルトハイスも同意見である¹²。しかしタナーが言うように「どれほど多くとも」告発は（拷問へと手続を進めるためには）徴表として不十分だと言うのであれば、それについては反論する、としている。

シュルトハイスはタナーがこの主張に際して拠り所としている学者たちの学説に目を向ける¹³。例えばタナーは、アントニウス・ゴメジウス¹⁴が「犯罪の仲間等々は、同じく完全な徴表を与えない」と述べている部分（第3巻第12章「犯罪の証明について」の第20番）を挙げている¹⁵。こ

¹² Ebd., S. 379, „plurium denunciationes contra denunciatum, qui alias bonae & integrae fama est, non sufficere; Duo enim vel tres sunt plures, duorum autem vel trium denunciationes non esse regulariter sufficientes ad torturam contra hominem bonae ac integrae fama à me satis dictum & declaratum est.“

¹³ 実際にはシュルトハイスのタナーへの反論において、このタナーが依拠した学者の見解に対する反論が最も長大なものになっている。シュルトハイスの論駁の仕方はいくつかのパターンに分かれているため、本章では典型的な反論となっているいくつかの例を取り扱うのみに留める。

¹⁴ アントニオ・ゴメス (Antonio Gomez, Gomezius) (1500年-1572年)。ゴメジウスについては以下を参照。Art. Gómez, Antonio (nach 1500-vor 1572), in: Stolleis (Hrsg.), Juristen, 2001, S. 252-253.

¹⁵ Schultheiß, a.a.O. (註3), S. 380, „Gomezius de probat. delict. alleg. cap. 12, n. 20. sic inquit: [...] socius criminis &c. tunc similiter non facit plenum indicium, sed quale quale.“ ただし、ゴメジウスの言葉をタナー自身は挙げておらず、シュルトハイスによる反論の部分に上記の文言が引用されている。なお、原文では該当箇所は以下の通り。Antonius Gomezius, Commentariorum variarumque resolutionum juris civilis communis et regii, Venetia 1572, M. 3, Cap. 12, n. 20, „Si verò repellitur propter infamiam, ut quia periurus, condemnatus ex delicto famoso, Socius criminis, ebrius, pauper, uel similis, tunc similiter non facit plenum indicium, sed quale quale arugum. tex. in. l. qui ultimo ff. de poenis.“ シュルトハイスの引用では「共犯者 (socius criminis)」の後の「泥酔した者 (ebrius)」と「貧者 (pauper)」が省略されているが、それ以外は引用通りである。

れに対してシュルトハイスは、ゴメジウスは続く部分で次のように主張していると述べる。「そこにおいて真実が別の者によって知られえないような事件と犯罪において、示された不適格な証人が許可されるかどうか私は問う。それが荒野や山において、夜間あるいは秘密の場所において犯された場合のように、もし悪行あるいは違反が、それによって適格な多くの証人が得られえないような場所において犯されたなら、当然より適格でない証人たちが許可される」¹⁶。シュルトハイスは、ゴメジウスの言うところの不適格な証人は、被告人に対して不利な虚偽が容易に想像されうるような敵対関係にある証人の場合とは異なるものであると述べる。それ故、ゴメジウスはタナーの主張とは反対に、魔女の場合に犯罪の仲間を証人として認めているとする。

また、タナーはレオナルドゥス・レッシウス¹⁷の著作の第2巻第30章第5問40番を論拠としてあげている。これに対してシュルトハイスは、第2巻第20章第5問39番¹⁸には「異端や大逆罪、貨幣偽造、魔術あるい

¹⁶ Schultheiß, a.a.O. (註3), S. 380, „Quaero tamen an praedicti testes inhabiles admittantur in casibus & delictis. in quibus veritas per alios sciri non potest? Et magistraliter & resolutivè dico, quod si factum vel delictum est commissum tali loco vel tempore, quo verisimiliter non potuit haberi copia testium, vt quia commissum est in eremo, monte, de nocte vel loco secreto, benè admittuntur testes minus idonei & inhabiles“. なお、引用されているのは第21番、つまりタナーが論拠とした箇所の直後の部分であり、以下の部分と照らし合わせると、1箇所(「荒野」を意味する「heremos」が「eremos」と表記されている)以外は、引用は正確である。Gomezius, a.a.O. (註15), M. 3, Cap. 12, n. 21.

¹⁷ レッシウス (Leonardus Lessius) (1554年-1623年)については以下を参照。中野万葉子「レッシウスの私法体系：原状回復から契約へ」『法学政治学論究：法律・政治・社会(慶應義塾大学)』第103号、2014年、103-134頁、113-114頁。

¹⁸ なお、ここで示されている「第20章」というのは「第30章」の誤りであろう。というのも、第20章は「借用と利子について」という章であるからである。一方、第30章は「告訴と証人について」という章となっており、その第5問は「適格な証人、およびより少なく適格な証人とは誰か」というタイトルとなっている。そして、第39番においては、確かにシュルトハイスの指摘通り、共犯者が異端、大逆罪、貨幣偽造、魔術、獣姦、悪名高い窃盗などの「例外犯罪において」、証人として許容されると述べられている。Lessius, De iustitia et jure [...], L. 4,

は予言、獣姦と悪名高い窃盗のように、例外犯罪においては、共犯者が適格な証人として許可される」とある事を反論として挙げている¹⁹。

タナーがペトルス・アンカラヌス²⁰を挙げていることについては、アンカラヌスはタナーが主張しているようなことを述べているのではなく、「偽証、憎しみ、個人的な親交の故に示された証人たちは、共犯者のいる事件あるいは計画的な犯行の事件において完全な証明も半証明も形成しない」と述べているに過ぎないと述べる²¹。タナーは他にもアレクサンデル²²を挙げているが、これに対してシュルトハイスはアレクサンデルが言及していたケースは魔女の場合とは事情が異なるため、アレクサンデルは根拠にならないと述べている²³。

またシュルトハイスはロランドゥス²⁴の見解について、タナーの主張

Antwerp 1621, p. 392, „In criminibus tamen exceptis, admittitur socius vt idoneus testis; vt in haeresi, crimine maiestatis, falsae monetae, maleficio seu sortilegio, sodomia, & furto famoso.“

¹⁹ Schultheiß, a.a.O. (註3), S. 381, „sic scribit. in criminibus tamen exceptis admittitur socius vt idoneus testis, vt in haeresi, crimine Maiestatis; falsae monetae, maleficio seu sortilegio, Sodomia & furto famoso“.

²⁰ アンカラヌス (Petrus de Ancharano, Petrus Ancharanus) (1330年頃-1416年) については以下を参照。Art. Petrus de Ancharano, in: Buchberger, Kasper (Hrsg.), Lexikon für Theologie und Kirche, 3. Aufl., Bd. 8, 1993, S. 106; Alt. P. de Ancharano, Robert Auty, Robert Henri Bautier, Norbert Angermann (Hrsg.), Lexikon des Mittelalters, Bd. 6, 1993, S. 1962.

²¹ Schultheiß, a.a.O. (註3), S. 382, „Anchananus in allegato consil. 246, ne vnico quidem verbo facit mentionem, quod denunciationes sagarum quantumuis multiplicatae contra hominem alioqui bonae famae non praestent indicium ad torturam, sed respondendo super facti specie sibi proposita, ex iure demonstrat, testes designatos ob periurium, odium, & Domesticam familiaritatem in figurato societatis seu facti calculi casu nec plenam nec semiplenam probationem facere.“

²² アレクサンデル (Alessandro Tartagni, Alexander de Tartagnis) (1424年頃-1477年) については以下を参照。Art. Alexander de Tartagnis (um 1424-1477), in: Stolleis (Hrsg.), Juristen, 2001, S. 29-30.

²³ Schultheiß, a.a.O. (註3), S. 382.

²⁴ ロランドゥス (Della Valle Rolando, Rolandus) (1561年-不明) については以

に有利な記述があることを認めている。「ロランドゥスは前述の助言16において記述しており、またタナーの主張に有利なものがみられることを、私はごまかすことなく率直に報告する」²⁵。ロランドゥスは例外犯罪においてでさえ仲間の供述は拷問へと手続を進めるために十分な徴表ではないこと、たとえ魔術について被告人に不利なひとつの徴表があったとしても被告人に良い評判があれば拷問には進められないということを述べている²⁶。しかしシュルトハイスは結局これについても、ロランドゥスが具体的に言及している事件は「場合が違う」と述べる。というのも、シュルトハイスに拠れば、まず被告人は貴族であり、告発はたったの2件であり、更に言えば外国の事件だからである²⁷。これに関してシュル

下を参照。https://thesaurus.cerl.org/record/cnp01233827 (閲覧日2021年11月30日)

²⁵ Schultheiß, a.a.O. (註3), S. 384, „Ea quae Rolandus *in allegato cons.* 16. scribit & quae pro assertionem Tannerii esse videntur sine fuco candidè referam.“

²⁶ Ebd., S. 384, „Num. 7. *haec verba habentur.* Socij vt contra nominatum sit aliqua suspicio criminis. *gloss. in l. fin. C. de accusat. ruin. cons. 146. col. pen. in fine,* qui dicit quoque quod sine illa praesumptione dictum criminosis nullam faciat praesumptionem contra socium ab eo nominatum. Num. 17. Quoniam indubitati est iuris conclusio, quod socius criminis in criminalibus etiam exceptis non concurrente alia praesumptione, non est sufficiens indicium ad torturam *Salic. d. l. fin. col. pen. in fin. C. de Accus. Num. 24. Bald. in l. ea quidem in col. pen. C. qui accus. poss. Bald. in l. I. ff. locati. in fin. vbi concludit,* quod praesumptio delicti tollitur ex probatione bonae fama. *Iason. l. I. col. fin. C. commun. de Legat. con. 189. col. penult. Mars. in pect. crim. Num. 26.* Quando contra reum est vnum indicium maleficij & pro reo probata est bona fama, tali casu ipse reus non potest torqueri vigore illius indicij. *Alexand. l. fin. in 3. apostilla ff. de quaestio. l. non omnis. §. Barbaris. ff. de remilitar.“*

²⁷ Ebd., S. 385, „Rolandus dedit concilium, seu resopossum suum in causa contra nobilem Thomam de Grassis agitata, in qua duo testes Anthonius & Bernardus examinati sed periuri inuenti ad triremes condemnati fuere, Nobilis autem Thomas absolutus fuit. Imprimis iste casus à nostro plane est alienus, in illo de duorum periuriorum inimicorum seu criminorum testimonio quaestio est, & respondet Rolandus, *in d. cons. nume. 10* contra D. Thomam non

トハイスはセンプロニウスという人物の例を挙げる。センプロニウスは敬虔な生活を送る人物だが、母が魔女として処刑され、また本人が3人の魔術師から告発を受けている場合、母親が魔女であるという徴表と3件の告発によって拷問へと手続を進めることができるとシュルトハイスは述べる。しかし、もし母親が魔女であるという徴表がなく、代わりに更に3件の告発があったとしたらどうか。ここでシュルトハイスは、出生や教育環境から生じる疑惑（「母親がこうだから子どもはこうだろう」）は推測に過ぎないが、仲間の告発というのは実際に見たものという確実さを持っていると述べる²⁸。そのため6件の告発によって拷問に進むことが可能だと述べられる²⁹。

このようにしてシュルトハイスはタナーが挙げている多数の論拠について、同じ人物の別の記述を提示したり、該当箇所解釈が誤っていること、さらには魔女のケースとは「場合が違う」ことを指摘することで、

potuit formari aliqua valida & legitima inquisitio vigore nominationis de eo factae ab ipsis duobus criminosis, eò quia sunt periuri, etiamsi essent torti, c. *Qualiter & quando de Accusat.* Decius *cons.* 189. *vol.* 6. nec obstat etiamsi sit emendatus *Ruin.* *cons.* 146. Rolandus loquitur in casu, quo de de duorum sociorum criminorum testimonio contra Thomam bonae famae & vitae nobilem dato, consilium illius requirebatur, verum Tannerus loquitur, in casu de testimonijs maleficorum quantumuis multiplicatis, contra hominem bonae famae, indicium sufficiens ad torturam non praestantibus. Hoc argumentum à duobus criminosis, periurij crimine etiam impijs, ad maleficos numero multiplicatos non periuros ducere velle, de jure non procedit, nam vt antea dixi à separatis seu diuersis ad sepatata seu diuersa non sit recta aut iusta illatio. *vti etiam Nicolaus Euerhardus in locis argumentum legalibus loco.* 18. à *separatis differentibus & diuersis sumpto pulchrè ostendit.*“

²⁸ このような主張は後にもまた顔を出す。例えばシュルトハイスは、徴表に関して「告発より確かなものは決してありえない。というのも、振る舞いや出身地、逃亡、危険から考えられるべきその他の徴表は〔真実から〕離れたものであるが、しかしこの見たものについて与えられた徴表は〔真実に〕最も近いものであるので、このようにこれに他のものよりも信頼が置かれるべきだ」と述べている。Ebd., S. 421.〔〕は筆者による。

²⁹ Ebd., S. 384-390.

いずれもタナーの主張を支える論拠たり得ないことを証明しようとしている。

以上のような学説上の権威についての他に、タナーの理論についてもシュルトハイスはコメントを続けている。以下に示すように、シュルトハイスにとってタナーは基本的に論駁すべき相手であるが、タナーの主張の一部に同意を示すような箇所もある。例えば、魔女が無実の者を貶めようとして共謀する、という主張自体にはシュルトハイスは反対していない。タナーは魔女でないとするればその告発は虚偽であるし、魔女であれば無実の者を告発しようという共謀の危険があると述べた。これに対してシュルトハイスは、そもそも魔女として逮捕・拘留するということが自体が悪しき評判を生み出してしまうので、「拷問のために必要なほどの徴表なしに、この犯罪においては逮捕へと手続を進めることがないように」と言っている³⁰。そしてその上で、魔女による無実の者を告発しようという共謀に対してはその可能性を認めているのである。しかしながら、これに対するシュルトハイスの対応策は実に一般的かつ宗教的なものである。つまり、嘘をつくことのないようにコミッサーや裁判官が威嚇したり勧告したりするなら、神が天使によって助けてくださるというのである。さらにシュルトハイスは、しばしば神が、無実の者が告発されることを許すことがあると論じる。しかし『ダニエル書補遺』に含まれるスザンナの話を取り挙げながら、それは裁判官の慎重さによって未然に防がれうるし、それを神が助けるというのである。「それ故に私はここで調べられるべき偽りの共謀のためにもう一度、裁判官が慎重に共謀について探求するよう、忠告する。もし彼がこのことを行うならば、魔女たちが絶滅されるように望んでいる神は、欺き、欺瞞、偽り、共謀が暴かれるように恩寵を与える」³¹。この点に関するシュルトハイスの主

³⁰ Ebd., S. 397, „Ego superius admonui consultum non esse, vt ad capturam in hoc crimine procedatur, nisi talia sint indicia, qualia ad torturam requirantur“.

³¹ Ebd., S. 402, „quare hic ad cognoscendum mendacem conspirationem denuo admoneo, vt iudex deligenter de conspiratione quaerat: hoc si fecerit, Deus volens, vt venefici occidantur, dabit gratiam vt dolus, fraus, impostura & conspiratio detegantur“.

張をまとめると次のようになる。シュルトハイスのやり方の下では、逮捕された時点で拷問が可能な程度の徴表が集まっていることになるため、魔女でないものはそもそも逮捕される危険がない。そして仮に魔女から無実の者の告発があったとしても、告発を容易く信じることなく、慎重に共謀の有無を調査するなら、神が助けてくださるとシュルトハイスは考えている³²。

タナーは証人適格についても論じている。つまりタナーは、魔女のケースにおいて、良い評判がある人物に対して、女性や未成年といった証人適格の欠けた人物による告発は無効であると述べているのである³³。シュルトハイスに拠ればここには4つの論点がある。第1に、「どれだけ告発が多くても」良い評判の故に告発が無効であるのかという点であり、上述のようにシュルトハイスはこれを否定している。第2に、告発を無効とできる良い評判とは何かという事だが、シュルトハイスは具体的に述べられていないため吟味することができないとしている。第3点は、未成年や女性といった証人適格が欠けた人物による告発では拷問に進めないという指摘であるが、これについては前章で述べたようにシュルトハイスは例外犯罪論を主張することによりクリアしている³⁴。ここ

³² Ebd., S. 397-402.

³³ Ebd., S. 374. 註9を参照。

³⁴ 一方タナーは、例外犯罪においては複数の共犯者の告発で良い評判の人物を拷問できると認めているが、魔女術罪を例外犯罪として扱うことを否定している。というのも、異端や大逆とは違って魔女は人間全般への憎しみに囚われており、また悪魔による妨害も懸念されるからだという。Ebd., S. 376. これに対してシュルトハイスは、大逆罪や異端の罪において可能であるならば、より重大で危険で隠された魔女術の犯罪においてはなおさら可能なのだと説く。Ebd., 422f., „Hisce verbis Tannerus auctoritates & rationes Doctorum limitat, & in hoc crimine eas amplectendas non esse existimat, propter praesumptum vninersale odium strigarum contra humanum genus, & propter delusiones & fraudes daemonum, illas binas rationes nullius esse momenti superius ostensum est, ergo limitatio per se cadit, sed hoc optimè sequitur, si complicum denunciations in crimine haeresios, & laesae maiestatis ad torturam contra socios sufficientes sunt, ergo multo magis in hoc crimine. Ratio, quia hoc crimen multo grauius & periculosius est crimine haeresios, & laesae maiestatis

でもファリナキウスを挙げながら、「適格でない証人の数は有罪判決の結果のために信頼性の欠如を補うことないが、しかし拷問のためには〔補う〕」と論じている³⁵。そして第4に、魔女というのは人間全般に敵対しているため、その告発は信頼し得ないという点が述べられる。しかしシュルトハイスはこれに対して、仮に魔女が人間に対して敵対的であるとしても、「悔悛しているなら」問題ないと論じる³⁶。

また、タナーは魔女裁判の各場面に対する非難の声も上げている。例えば彼は、告発だけでは有罪判決のためにはおろか、拷問を行うためにも不十分だと述べる。というのも、被告人は厳しい拷問によって必ず自白へと追いやられてしまうか、あるいはそのような名誉を傷つける拷問

humanae, probatur, haereticus pertinaciter defendit errorem, non abiurat Deum, nec se expresso pacto tradit daemone, reus laesae maiestatis humanae, non est reus laesae maiestatis diuine, non est expresso pacto hostis diuinae maiestatis nec cultor sathanae, veneficus abiurat Deum, expresso pacto se Sathanae tradit, diuinae maiestatis abiuratus hostis, & iuratus cultor Sathanae est, ergo hoc crimen multo grauius, imo centuplo atrocius est crimine haeresios aut laesae maiestatis humanae, in grauibz delictis denunciationes complicum sunt sufficientes contra personam denunciatae torquendam, vti ipsemet Tannerus concedit, ergo in grauiori & atrociori crimine denunciationes complicum multo magis sufficientes sunt, crimen veneficij, hoc enim omnium criminum maxime secretum & occultum est, sed denunciationes complicum in secretis sufficientes sunt contra socium. Ergo in maximè secreto & occulto crimine denunciationes complicum multo magis sufficientes sunt, ratione à minore ad maius in materia probationum indubitatè procedenti.“

³⁵ Ebd., S. 419, “Singulariter etiam notandum est, numerum inhabilium testium non supplere fidei defectum ad effectum condemnationis sed ad torquendum. *Prosp. Farin. d. 1. 62. n. 75. & seq.*”

³⁶ Ebd., S. 419f., „Ad quartum, quamuis venefici sint hostes commuis salutis, non tamen idcirco hostilitas seu odium in tanta consideratoine est, vt venefici iustitiae submissi, ad confessionem & poenitentiam reducti, omnimodo immemores aeternae salutis censendi sint, & praesertim cum illa inimicitia ex nulla causa capitali, qualis ad infringendum testimonium inimici requiritur, orta sit, ideo eo minus denunciationes ob generalem quandam praesumptionem alienae affectionis veneficorum pro insufficientibus habendae sunt.“

に耐えるよりも死を選ぶというような状況が生じているからである。ここでタナーは拷問の過酷さと非人道性を非難している³⁷。これに対してシュルトハイスは、拷問に手続を進めるために必要な証明と、有罪判決を下すために必要な証明の程度は異なると述べたうえで、拷問にかけるに足る徴表がある者でも（そもそもシュルトハイスの言い分では、逮捕された時点ですべての者に拷問にかけるに足る徴表があるはずであるが）、自白が強要されないようになるべく拷問なしで自白させるように勧めている³⁸。更にタナーは徴表となる噂が魔女の自白やそれに関する裁判役人たちの口の軽さの故に流布され、後にそれが逮捕のための徴表として見なされるというような、一種のマッチポンプのような状況が生じていると非難していた³⁹。これに対してシュルトハイスは、噂の出所に注意する必要があると述べる。またシュルトハイスに言わせれば、もしタナーの言うように逮捕を前にして噂が生じたので告発が信用ならないとするのなら、悪魔がわざとそういった噂をばらまき、結局魔女を訴追することができなくなる危険があるという⁴⁰。そしてタナーが裁判手

³⁷ Ebd., S. 374f. 註8及び10を参照。

³⁸ Ebd., S. 417f., „Respondetur. Torturam non inuentam nex statutam propter probos & innocentes, sed propter criminosos, & vt innocentes per falsas denunciationes periculo torturae non subijciantur, hinc cautè & iustè procedendum, omnique cura & subtilitate de conspirationis vinculo indagandum esse. Et quod ille Cordatus cir dixit, idipsum l. 1. §. 23. ff. de quaestion. nobis praedixit, cuius §. haec sunt formalia verba. Quaestioni fidem non semper, nec tamen nunquam habendam constitutionibus declaratur, etenim res est fragilis, & periculosa & quae veritatem fallat; nam plerique paetientia, siue duritia tormentorum, ita tormenta contemnunt, vt exprimi eis veritas nullo modo poßit. Alij tanta sunt impatientia, vt quaeuis mentiri, quam pati tormenta velint, ita fit vt etiam vario modo fateantur, vt non tantum se verum etiam alios comminentur“.

³⁹ Ebd., S. 374. 註8を参照。

⁴⁰ Ebd., S. 403, „Quod si secundum rationem Tanneri denunciationes ad torturam in validae forent, quia quandoque de ijs ante capturam rumor extitit, diabolus insigni cautela illudendi iustitiam & tollendi inquisitionem vti posset, nam suggerente diabolo hic veneficus de illo, ille de altero, & sic gradatim

続の性質として無実の者を危険にさらすということを前提にしているけれども、慎重に手続を踏んでいるのでそんな事は生じえないのだと論じている⁴¹。

タナーはまた、悪魔の能力についても論じている。例えばタナーは「魔女たちがよくよく夢において悪魔から欺かれているのは明らかである」と述べている⁴²。これに対してシュルトハイスは簡明に、もしタナーが魔女たちがしばしば夢によって騙されると言うならば受け容れるが、しかしそうしたことがほとんど夢か幻であるというなら、それは受け容れられない、と付言するに留まっている⁴³。また、タナーは悪魔が実際にはその場にはいない者の姿に変身することができ、また無実の人物に変身することを神が例外的に許していると述べている。しかしこれについてはシュルトハイスは全く立場を異にしており、悪魔が「魔女たちの夜の集会において責任なき者の姿を現すことができる」ということを神学の博士たちは否定しており、神の祝福と真実と正義と知恵とはそれを許さな

quilibet de cuiuslibet complicitas denunciacione famam spargeret, & tali astutia venefici ob rumore ante capturam sparsum iuxta opinionem Tanneri, extra periculum maneret.“

⁴¹ Ebd., S. 403, „Tannerus praesupponit processum perse ac sua natura in periculum innocentum vergentem. Si processus per se sua natura cederet in periculum innocentum, ego non solum denunciacionibus, sed toti processui contradicerem: sed cum dicitur, denunciaciones sufficere ad tortura hominem alias bonae famae, intelligitur processum juri & rationi conformem esse, & judicem ea, quae honor Dei, praeceptum iuris, grauitas causae, cognitio veritatis, & defensio innocentiae postulat, diligenter & prudenter peragere, & hoc si fiat, non potest dici quod talis processus per se & sua natura in periculum innocentum vergat.“

⁴² Ebd., S. 373, „*Certum est*, Sagas non raro in somnijs à daemone deludidum“.

⁴³ Ebd., S. 406, „Si Tannerus diceret sagas in somnijs à daemonibus semper deludi, & translationes semper esse phantasticas, & talis assertio vera foret, amplecterer sententiam illius, sed cum dicat sagas saepius deludi, praesupponit saepè non deludi, & translatione saepà esse veras & reales an ergo denunciacionibus que ex infallibili visu certitudinem trahunt, confidendum non foret?“

い]としている⁴⁴。ただし、シュルトハイスは「私は神学者ではない」と述べ、詳しい議論を避けている⁴⁵。

タナーは裁判という方法によっては魔女術の犯罪は根絶され得ず、他方で告発だけに拠って訴追することは危険なだけだと述べている⁴⁶。これに対してシュルトハイスは、ある犯罪が根絶され得ないということは魔女に限ったことではなく、すべての犯罪に共通のことだと反論する⁴⁷。また、魔女裁判は神を否認し悪魔に従うという、神に対して犯されるきわめて大きな不正義を防ぐことを目的としており、それによって多くの魔女が悪魔の力から解放され、救済を得たと述べる⁴⁸。無実の者に神の

⁴⁴ Ebd., S. 407, „sed ipsum in nocturnis sagarum conuentionibus innocentem praesentare posse, hoc Theologi Doctores negant, & id diuinam bonitatem, veritatem iustitiam & prudentiam non permittere“.

⁴⁵ Ebd., S. 409, „dixi me non esse Theologum“. シュルトハイスはこのように述べているが、このような神学的議論は魔女裁判において一定の重要性をもっており、シュルトハイス自身もテキストの随所で論じている。悪魔の能力については本稿第4章で詳述する。

⁴⁶ Ebd., S. 374f. 註10を参照。

⁴⁷ Ebd., S. 414, „Respondeo cum Tannero, impossibile esse hoc crimen radictus exstirpari posse, verum hoc ipsum non solum huic, sed & omnibus criminibus est commune, & tamen pij magistratus administrando iustitiam distributiuam Ferro, Fune, Igne malos puniunt, bonos protegunt & rempublicam saluam conseruant.“

⁴⁸ Ebd., S. 416, „Hic processus cedit ad liberationem hominum fune pacti diabolici constrictorum. Hic processus tendit ad auertendam grauissimam iniuriam, quae per homines abiurando Deum & deuouendo se daemioni diabolica ingratitude erga diuinam Maiestatem committitur. Hoc processu praecauetur periculum perditionis sanguinis & mortis Iesu Christi Redemptoris nostri. Hoc processu directè promouetur aeterna salus subditorum, & simul ostenditur, hoc crimen, vt potè causa aeternae damnationis certissimè imminentis, declinandum esse. Haec omnia indubitato vera esse, praeteritum, praesens & futurum tempus atrestatur, nam multi venefici per processum criminalem praeteritis ad agnitionem peccati, ad veram poenitentiam & contritionem reducti sunt, quibus processus in liberationem à diabolica potestate & consequenter in aeternam salutem cassit.“

恩寵があり、裁判官が無実の者に危険が及ばないように注意する故に危険は回避され、他方で魔女が神の慈悲の下に連れ戻されるため、魔女裁判は非常に有効だ、とシュルトハイスは主張している⁴⁹。

以上のようにシュルトハイスはタナーの主張を論駁しているのであるが、この議論を振り返り、まとめてみたい。タナーは「どれほど告発が増えたとしても、良き評判の人に対しては拷問の判断を下しえない」と主張していた。その根拠として法学者たちをはじめとして様々なものが挙げられていたが、いくつかはまとめることができるだろう。まず共犯者には証人適格が存在せず、告発は徴表として認められていないという主張があった。類似のことではあるが、供述を行うのが魔女であるということから、魔女は人類に敵対心を持っているため、信用もできないし、また証人適格上の問題もあると論じている。続いて悪魔の能力によって、供述内容の信憑性が損なわれるとも述べている。そして最後に裁判手続上の問題を取り上げ、とりわけ拷問によって自白が強制されるため、無実の者が裁かれる危険があると論じている。

これに対して一つ一つ反駁しながら、シュルトハイスは「たとえ被告人に良い評判があろうとも、1人に対して複数(=4名以上)の告発がある場合、それらを基にして拷問に進むことができる」と主張している。タナーが挙げた法学者たちについては、別の箇所を示しながら同人が魔女術罪の場合には「例外的取り扱い」を認めていると論じたり、あるいはタナーが挙げた箇所で扱われている問題は魔女術の場合とは性質が異なると論じたりすることで、反論している。証人適格上の問題は、魔女術罪が例外犯罪であるという主張によって解決されている。

また、シュルトハイスはタナーの指摘するような魔女の人類に対する敵意を認めている。このため、シュルトハイスは既に拷問に進めるほどの徴表があることを逮捕の条件にしており、なるべく供述以外の徴表を探すように勧めてもいる。既に述べたように、シュルトハイスは良い評判や身分の高い人物に対してはより一層の慎重さを示し、更に多くの告発が集中するまで待つように訓告してもいる。だが、この問題に関するシュルトハイスの主張する対策は、裁判官の慎重さと敬虔さにより無実

⁴⁹ Ebd., S. 414-417.

の者が告発される危険を防ぎうるという、具体的効果が疑問視されるようなものであった。

タナーによる魔女裁判およびその手続への批判はというと、これについてもやはりシュルトハイスはそのような可能性を認めつつ、しかし慎重に手続を進めることによって問題は回避しようと主張している。また、シュルトハイスはなるべく拷問によらずに自白を得るように勧めている。それと同時にシュルトハイスは、魔女裁判の宗教的な意義を示しつつ、タナーによる批判に返答している。

悪魔の能力について、詳しくは本稿第4章に譲ることになるが、このタナーへの反駁においてはシュルトハイスは細かい議論に立ち入っていないように見うけられる。だが、『詳細なる手引き』の他の部分ではシュルトハイスは悪魔の能力について様々に論じている。

（6）供述の信憑性と法的効力③ ー自白の撤回

魔女の告発の信憑性という論点について、もうひとつの問題は被尋問者が自白を撤回した場合であった。尋問を受けた人物が尋問や拷問の下で自白を行った後、自身の供述を取り消すということは裁判のそれぞれの段階でしばしば生じうる事態であったようだ。例えば、『カロリナ』第57条⁵⁰には拷問によって取られた自白を確認する段になって、被拷問

⁵⁰ Friedlich Christian Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), Stuttgart 2000, S. 51, „57. Item wo der gefangen der vorbekanten missethat laugnet, vnnd doch der argkwon, als vorsteht, vor augen wer, so soll man jn wider inn gefenknuß führen, vnd weiter mit peinlicher frage gegen jm handeln, vnd doch mit erfahrung der vmbstende, als vorsteht, inn al weg fleissig sein nach dem der grundt peinlicher frage, darauff steht, Es wer dann daß der gefangen solche vrsachen seines laignes fürwendet, dadurch der Richter bewegt würde, zu glauben, daß der gefangen solch bekantnuß auß irrsal gethan, alßdann mag der Richter den selben gefangen, zu außführung vnd beweisung solchs irrsals zulassen.“ 上口、前掲書（註4）、190頁。「第57条 同じく、被拘禁者が先に自白した犯行を否認する場合において、上に定めるところ、疑念〔＝徴憑〕が明白であるときは、被拘禁者を再び獄舎〔＝拷問部屋〕に引致し、被告人をさらに拷問しなければならない。上〔＝54条〕に定める諸事情は、拷問を行う理

者が否認した場合について述べている。しかし、この場合と比べてより深刻だったのは第91条⁵¹にあるように判決を言い渡す段階、すなわち裁判の最終段階にいたって被告人が自白を撤回した場合であった。『カロリナ』の条文からは、このような撤回がしばしば裁判の進行を妨害する目的で行われることがあったという当時の状況が見てとれる。先に見たように魔女に対する尋問において仲間の名前を通常の尋問や拷問によつ

由となるものであり、したがって〔再び拷問を行う前に〕入念に考量しなければならない。ただし、被拘禁者が否認の理由のあることを主張し、以て裁判官が、被拘禁者が錯誤により (auß irrsal) 自白したと信ずる場合を除く。この場合においては、裁判官はその錯誤の証明を被拘禁者に許すことができる。]

⁵¹ Schroeder (Hrsg.), a.a.O. (註50), S. 65f., „91. Item würd der beklagt auff dem entlichen rechttag der missethatt leucknen, die er doch vormals ordentlicher bestendiger weiß bekant, der Richter auch auß solchem bekentnuß inn erfahrung allerhandt vmbstende souil befunden hett, daß solch leucknen von dem beklagten alleyn zu verhinderung des rechten würd fürgenommen, wie hieuer im sechß und fünfftzigsten artickel, vnd inn etlichen artickeln hernach biß auff den zwen vnd sechtzigsten artickel, von bestendiger bekentnuß funden wirt, so soll der Richter die zwen geordenten schöpfen, so mit jm solche verlebne vrgicht vnnd bekantnuß gehort haben auff jr eyde fragen, ob sie die verlesen vrgicht gehort haben, Vnd so sie jhadarzu sagen, so soll der richter jn alwegen bei den rechtuerstendigen oder sunst an orten vnnd enden, als hernachmals angezeygt radts pflegen, vnnd nach dem solche zwen schöffen inn disem fall nit als zeugen, sonder als mit Richter handeln, sollen sie derhalb vom gericht oder der vrtheyl nit außgeschlossen werden.“ 上口、前掲書(註4)、253頁。「第91条 同じく、被告人が最終裁判期日において、以前の適式かつ確たる自白に係る犯行を否認し、かつ、確たる自白に関する56条及び57条以下62条に定めるごとく、その自白に基づき取り調べたるあらゆる事情に照らし、被告人の否認が専ら訴訟 (das rechten) 遷延の目的によるものと判断するときは、裁判官は、朗読に係る自白を〔自白の読聞けに際し〕被告人とともに聴取したる2名の指名参審人に対し、宣誓の上、読聞けに係る自白を聴取したか否かを質さなければならない。2名の参審人がこれに対し然りと述べるときは、裁判官は常に、法有識者又は本令の後の条文〔=219条〕に定めるところに鑑定を求めなければならない。ただし、2名の参審人は、この事件において、証人としてではなく裁判官の一員として行う (handeln) ものであり、爾後裁判又は判決から除斥されてはならない。」

て聞き出すわけだが、自白が撤回された場合これらの聞き出された人名についても真偽定かならぬという事になってしまう。『カロリナ』は、このような場合に例によって裁判記録送付により鑑定を求めるようにと定めている。

ボダンはこのような場合について、かなり明快な回答を与えている。ボダンは『悪魔狂』第4巻第3章において、「ある魔女が当初その犯行を自白しながら、後にそれを撤回する」場合について短く述べている⁵²。ボダンはこのような場合には、魔女が囚われた状態で、拷問にかけずに獲得された最初の自白が重要であるとする。というのも、撤回というのは捕まった魔女に悪魔が入れ知恵をした結果だからだ、というのである⁵³。そのため、上述の最初に獲得された自白に従って裁判を進める（＝有罪判決を下す）ことができる、というのがボダンの主張である⁵⁴。ビンズフェルトもまたより簡便に「より後に行われた自白は、より早く行われたそれ〔＝自白〕を排除しない」と述べる⁵⁵。

デルリオもまた、徴表として「犯罪の仲間による名指し」を含めて⁵⁶。デルリオは最終開廷日における撤回について、次のように述べる。「もしこれらの仲間が証人として、彼らが誰かを拷問の下で、かつ残りの必要なもの〔＝条件〕が集まった際に告発し、そしてその自白とこの名指しが有効であり、また彼らがそれをそうすべきであるように判決の前また裁判所の前で承認した後、判決の後に処刑の場で、死の瞬間に彼らによって名指しされた者たちの中の無実の者を裁判官と群衆に明らか

⁵² Jean Bodin, *De la demonomanie des sorciers*, Paris 1580, L. 4, Cap. 3, p. 185v., „Si la Sorciere confesse le fait, & puis apres qu'elle denye.“

⁵³ *ibid.*, L. 4, Cap. 3, p. 185v., „Car il s'est veu souuent que les Sorcieres enseignes par le Diable en la prison se sont departies de leur confession.“

⁵⁴ *ibid.*, L. 4, Cap. 3, p. 185v., „Et en ce cas ie tiens qu'il se faut arrester à la condemnation, quand il ny auroit autre preuue.“

⁵⁵ Peter Binsfeld, *Tractat von Bekanntnuß der Zauberer und Hexen*[...], München 1591, S. 46r., „Darumb die letzt Bekanntnuß der ersten nichts etzeucht.“ []は著者による。

⁵⁶ Martin Delrio, *Disquisitionum Magicarum Libri Sex*, Louvain 1599/1600, L. 5, §. 3, p. 371, „2. Indicium est NOMINATIO SOCII CRIMINIS“.

に述べた、あるいは告発された人びと自身について特に彼らは誠実で非の打ち所のないと思うと述べた場合。最も認められている見解は、そのような撤回は裁判官によって全く気かけられるべきではない、というものである⁵⁷。デルリオは、死を前にした人間は動揺するものであるし、またこのような撤回が裁判の正式な手続の外で行われたものであるのに対して、撤回前の自白は正式な手続の中で行われたものであるので、「それ故より早いものが優先される」と述べる⁵⁸。以上のように悪魔学者たちは、最終開廷日になされた自白の撤回（これには仲間の名指しが含まれる）については、これを認めないという立場を採っている。

他方、魔女裁判に批判的であったシュペーは反対の立場から自白の撤回について言及している。『刑事的警告』の第40問は「かつて自白されたある犯罪についての、処刑の場においてなされた撤回はなんらかの重要性を認められるべきか」というもので⁵⁹、その中でシュペーは、実務においてはピンスフェルトやデルリオの主張からそのような撤回は認められていない、と述べる⁶⁰。これに対してシュペーは、このような類の撤回は、

⁵⁷ *ibid.*, L. 5, §. 5, pp. 382f., „5. Si testes isti complices, postquam aliquem, in tortura & concurrentibus caeteris necessariis, denunciarunt, & confessionem denominationemque hanc ratam habuerunt, & confirmatunt ad bancum, vt oportet, & ante sententiam: postea post sententiam, in loco supplicij, morte instante, innocentiam denominatorum a se protestati iudici populoque fuerint; vel illos habere pro probis & inculpatis: sententia receptior est, iudici parum curandam esse huiusmodi palinodiam.“ []は著者による。

⁵⁸ *ibid.*, p. 383, „ideo praevelet prior.“

⁵⁹ Friedrich von Spee, *Cautio Criminalis*, Paderborn 1631, Q. 40, p. 305, „An criminis ante confessi reuocatio facta in loco supplicij alicuius momenti habenda sit?“

⁶⁰ *ibid.*, Q. 40, p. 305, „Praxis habet, vt huiusmodi reuocationes criminis siue de se, siue de aliis, antea in tortura confessi & ratificati, contemnantur vt nullius penitus momenti. Mouentur Iudices argumentis ex Binsfeldio pag. 274. & Delrio lib. 5. sect. 6. petitis, quae tamen non plane eis fauent.“ なお、第1版の諸々の誤りを修正した第2版ではデルリオの第5巻「第5節」と訂正されている。Friedrich Spee von Langenfeld, Marcus Hellyer(trans.), *Cautio Criminalis, or a Book on Witch Trials*, Versinia 2003, p. 155.

誣告の可能性を考えて、「悔悛した人々によってなされたなら、むしろ重大なもの」と考えられるべきである、と述べている⁶¹。つまりシュペーは、処刑場でなされた撤回を認めるように主張しているのであるが、その理由が3点挙げてあり、第1は死が目前に迫った人物は自分の魂の救済を考え、嘘をつくことはないというものである。第2の理由は、もし死を前にした際の撤回を認めないとすれば、しばしば裁判官たちが述べるような魔女の告発は死によって確かなものとされるといような主張も、理屈が通らないことになるというものである。そして第3の理由は、『カロリナ』第91条は、たとえ撤回を行った人が裁判の進行を遅らせるためにやったのだとしても、裁判記録送付を求めているというものである。これについては同じく慎重さを求めているタナーの名も挙げてある。シュペーは「悔悛」というハードルを設けながら、基本的に撤回を認める立場であると言える。ただし、既に述べたようにシュペーはたとえ「悔悛」していたとしても、共犯者による告発を信用することはできないと論じている。このことを加味すると、シュペーは「悔悛」の効果に重きを置いているというより、常に魔女として告発される人を減らす方向に論を進めていると言える。

ではカルプツォフやブルネマンといった法学者たちは撤回についてどのような立場を採っているだろうか。まずカルプツォフは第126問で拷問によって獲得された自白の確認について論じているのであるが、彼は撤回をいくつかの場合に分けて考えている。まず、拷問によって一度自白しながら直後の拷問継続中に撤回する場合、再度の拷問を行うことは不可能であると述べており、撤回を認める立場を採っている⁶²。次いで、

⁶¹ Spee, a.a.O. (註59), Q. 40, p. 305, „RESPONDEO, Reuocationes huiusmodi, si à poenitentibus fiant, quod prudentis Confessarij iudicare est, non prorsus nullius, sed magni ponderis habendae erunt: maxime si alios falso detulisse aiunt.“

⁶² Benedict Carpzov, Practica Nova Imperialis Saxonica Rerum Criminalium[...], pars. 3, Wittenberg 1670, Q. 126. n. 61, p. 229, „Qvod hactenus dicta de repetitione torturae, in eo, qvi confessionem in tormentis factam post unum vel alterum diem ad ratificandam eam reductus, revocat, non pertineant ad illum, qvi in qvaestione ipsa minus aperte & ingenue confessus sit; puta si

拷問後になされる、拷問を伴わない自白の確認の際に被告人が撤回（否認）するなら、『カロリナ』の第57条を挙げながら、再び尋問を行うべきであると述べている⁶³。しかし、もし一度は拷問外で自白を認めながら、最終開廷日に撤回するようであれば、そのような撤回を聞き届けることなく裁判官は判決を下すべきだとカルプツォフは述べる⁶⁴。

ブルネマンもまたこの区分を踏襲しており、前二者についてはカルプツォフと意見を同一にしている⁶⁵。しかしながら、最終開廷日における自白の撤回についてはカルプツォフと異なり、『カロリナ』の規定に従って裁判記録送付を行ったうえで、拷問あるいは刑の変更等を行うべきであるとしている⁶⁶。まとめるとカルプツォフやブルネマンといった法学

statim post confessionem & ipsis tormentis qvasi adhuc durantibus dixerit, extortam eam esse vi tormentorum; qvoniam qvae in continenti fiunt, videntur inesse“.

⁶³ *ibid.*, Q. 126. n. 38, pp. 227f., “Si Reus in tortura confessus, post unum aut alterum diem interrogatus, confessionem ratificare nolit, sed eandem expressè revocet, metum atque dolores tormentorum praetendens, iisque magis, quam veritatis amore, ad confitendum se adactum fuisse dicens: Tum sanè sententia condemnatoria vel adsolutoria ferenda non est, sed Reus in carcerem ductus itetum sub tormentis de veritate delicti interrogari, & quaestio repeti debet: prout clarè dispositum ac Imper. Carolo V. in Ordin. Crimin. artic. 57.” なお、カルプツォフは実際に拷問にかけなくとも、拷問にかけると脅した場合にも自白が確認されなければならないとする。

⁶⁴ *ibid.*, Q. 126. n. 69, p. 230, „Proinde licet in executionis actu Reus confessionem in tortura factam, ac postea sponte ratificatam, revocare velit; attamen non audiri, sed condemnatoriam sententiam iudex exequi debet.“

⁶⁵ ブルネマンはとりわけ拷問後の自白の否認（撤回）について、カルプツォフよりさらに詳しく論じている。第8章第5節第84番から第86番では、苦痛の故に自白したとして自白を否認する場合と、錯誤から自白したとして自白を否認する場合を分けている。即ち、前者の場合は再び拷問にかけることができるが、訴訟記録送付を行い、鑑定の後に拷問の繰り返しを命じるように述べ、後者の場合は被尋問者に錯誤の詳細を証明させ、証明できれば撤回を認め、証明できない場合は訴訟記録送付を行うようにと述べている。

⁶⁶ Johannes Brunnemann, *Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu*, in gratiam illorum, qui causas criminales tractant, olim conscriptus, postea

者らは、基本的に自白の撤回を認めているという立場であるが、最終開廷日の撤回についてはカルプツォフとブルネマンは相違しており、カルプツォフは最終開廷日の撤回に関しては認めていないという事になる。

emendatus et plurimum auctus jam nona vice in lucern editus, Frankfurt a.M. 1648, Cap. 10, §. 13, n. 22, pp. 228f., „In quibus verbis Imperator nihil certi concludit, sed transmitti acta denuo jubet. Dr. Carpzov. d. qu. 126. n. 65. non obstante negatione ac confessionis revocatione reum condemnandum. ejusque confessioni mediante tortura factae, & postea extra locum torturae repetitae, standum esse dicit; cum alias depositio duorum Scabinorum foret frustranea, quamvis Scabinis nutantibus confessio nulla esset. Sed adhuc scrupulus manet: Si condemnatio omnino executioni mandanda vel reus denuo condemnandus, quorsum Imperator transmissionem actorum inquisitionum hoc casu injungat? Existimo propterea hoc factum, ut Jurisperiti adhuc examinent indicia, an ea forte talia sint, ut ex iis reus forte convinci potuerit; vel an remotiora quodammodo fuerint, ut priori casu quidem condemnatoriam sententiam repetere & confirmare: posteriori vero casu, si scrupulus inhaererat, vel si alias dubitari possit de veritate confessionis rei, torturam denuo dictare, vel poenam mutare, vel alia ratione judicem informare possit”. 上口裕『近世ドイツの刑事訴訟』成文堂、2012年、291-292頁。「この規定において皇帝は〔被告人の否認に対しとるべき対応につき〕具体的な定めをおかず、一件記録を再送付すべきことを定めるにとどまる。これに対して、カルプツォフは、否認と自白撤回とにかかわらず被告人は有責判決を受けるべきであり、かつ、拷問によって得られ、その後拷問部屋の外で反覆された自白は〔有効なものとして〕維持されるべきである、とする。その理由として、そうでなければ2名の参審人の証言は無意味となるからである—もっとも、判決人の証言が動揺すれば自白は無効となるが—という。しかし、このような見解には、有責判決を直ちに執行し、あるいは被告人に対しあらためて有責判決をすることができるのであれば、何ゆえに皇帝はこの場合一件記録送付を命じたのか、という疑問が残る。私は、一件記録送付が必要とされる趣旨を以下のように考える。すなわち、法有識者団が再度、徴憑が被告人の有罪立証に足りるものであるか、あるいは何らかの点でそれに適しないものであるかを検討し、前者の場合には有責判決を反覆、確認し、後者の場合であって不安が残り、あるいは若干の事実が被告人の供述と一致せず、あるいはその他、被告人の自白の真实性を疑うことが可能である場合は、あらたに拷問を命じ、又は刑を変更し、その他裁判官に〔取るべき措置を〕教示する、という趣旨であると考え。」

さて、シュルトハイスの撤回に関する考え方はどのようなものであろうか。シュルトハイスは、基本的に名指しした者がその供述を撤回することを認めている⁶⁷。しかし他方で、撤回が有効でない場合もあると述べる。この違いを論ずるにあたって、シュルトハイスはシュペーと同じ判別基準を持ち出している。シュルトハイスに拠れば、魔女として尋問された者が他の誰かを名指しし、その後撤回したような場合、その撤回が有効か否かはその魔女が「悔悛」しているかにかかっている⁶⁸。「魔術師は悔悛しているか、悔悛していないかである。彼が悔悛しているなら、よって撤回は有効と見なされるべきだ。しかし彼が悔悛していないなら、撤回はそれ自身無効である」⁶⁹。ただし、前述の告発の信憑性の所で論じられている際もそうであったが、シュルトハイスが悔悛しているか否かをどのような基準でもって測ろうとしているのかは定かではない。少な

⁶⁷ Schultheiß, aa.O. (註3), S. 317.

⁶⁸ ここで述べられている「悔悛」とは、本章第2節(4)の註58で述べたとおり、最終開廷日前行われる被告人の告解のことだと考えられる。シュルトハイスは該当箇所の前後の文脈で、告発者たちが「悔悛なしに」悪意の内に死ぬ(= 処刑される)ことがあると述べており、聴罪司祭への罪の告解などを拒む被告人がいることも示している。シュルトハイスがテキスト内で述べる「悔悛(poenitens)」は、聖職者への告解とそれに伴う秘跡を意識していることは間違いない。ただし、『カロリナ』第103条によれば、この時にしばしば、被告人が自身の無実を聴罪司祭に訴えたり、あるいは聴罪司祭が撤回を勧めることがあったようである。シュルトハイスはテキストの第9章でこのような聴罪司祭たちに対して明らかに不満を示している。さらに、彼はテキスト中で「博士」に「貴方自身、いかに注意深く、用心深く、勤勉にそして誠実に処刑された魔女たちが、そのように十分に私によって聴罪司祭として(als den Geistlichen Herrn Beicht Vättern)振る舞われたかを見た」と述べている。このようにシュルトハイスが聴罪司祭を信用しておらず、一方で尋問の実例を挙げた記述や自身の経験の述べる中で、自らや「博士」が被尋問者と共に祈ったりする描写があることから、ここで述べられる「悔悛」は正式な聴罪司祭を通した告解と秘跡を指していない可能性が高いと言える。この点については第4章で改めて論じる。Ebd., S. 438.

⁶⁹ Ebd., S. 318, „der Zauber ist entweder poenitens oder impoenitens, ist er paenitens so muß die widderruffung für güldig gehalten werden. Ist er aber impaenitens, so ist die absagung an sich vngüldig“.

くとも、聴罪司祭による秘跡の授与を「悔悛している」ことの条件としているようには考えられない。

以上撤回について見てきたことをまとめてみたい。まず、法学者たちの記述を見ると、撤回のタイミング自体は3つに分類できる（『カロリナ』が言及しているのは2つ）。第一に法学者たちのみが検討している拷問中の撤回、そして『カロリナ』にも規定がある拷問後に自白を確認する際の撤回（否認）、そして最終開廷日における撤回である。これらの内、前二者については撤回が認められているか、そもそも論点に挙げられていない。最も議論的となっていたのは最後の最終開廷日における撤回であった。この場合における『カロリナ』の規定は、たとえば被告人が裁判の妨害を目的としていることが明らかであったとしても、訴訟記録送付を行うようにというものであった。上で検討したシュルトハイスを除く人びとの内、この規定に沿っていたのは魔女裁判に反対する立場のシュペーと、ブルネマンのみであった。他方、ボダンら悪魔学者たちとカルプツォフはそのような撤回の有効性を認めない立場であった。このことから、撤回を認めるか否かは法学者たちの間でも議論があったことがわかる。シュルトハイスはというと、彼は「悔悛」の有無を条件に、悔悛している者には撤回を認めており、その点でボダンたち悪魔学者の立場とは少し異なっている⁷⁰。一見すると、シュルトハイスの立場はシュペーのそれに近いようにも見うけられる。

ただしここで注意すべきは、シュルトハイスの述べる「悔悛」は、被告人による正式の聴罪司祭への告解と、それに対する秘跡の授与という一連の儀礼を示していない可能性が高いという事である⁷¹。つまりシュルトハイスの場合は、誰が判断するのか、何をもって判断するのか、という2点で、コミサールないし裁判役人に有利な条件となるのである。そうであるならば、シュルトハイスの述べる「悔悛」とは裁判役人の側

⁷⁰ ただし、ボダンは、当人が魔女であるか否かについて述べており、明確に魔女として尋問された人物が有罪であることを前提としているのに対して、シュルトハイスは仲間の名指しが信頼できるか否かという文脈であり、魔女の共謀の可能性を考慮に入れているということは留意せねばならない。

⁷¹ 註68を参照。

が被告人が悔悛しているかを恣意的に判断できるものであり、すなわち撤回を認めるか否かが裁判役人側によって恣意的に決定されるという事になる。具体的な「悔悛」の判断基準が示されていないため断定はできないが、もしそうであるならばシュペーの述べていたような「悔悛」のハードルは有名無実化していると言えよう。

第3節 小括 一 魔女裁判手続と魔女術罪の組織性

以上シュルトハイスのテキストから魔女の組織性に関する箇所を抽出して紹介したが、まとめるとどのような事が言えるだろうか。まず、近世において魔女が組織であるということは自明のことであり、シュルトハイスも同じように考えていた。テキストからは、シュルトハイスがどのような魔女の組織構造をイメージしていたかは詳細にはうかがい知ることができないが、しかし第5章の尋問例の中にあらわれるサバトに関する描写、とりわけダンスや饗宴での役割や位置に関する質問などから、少なくとも悪魔－魔女という単純な構造ではなく、幾分複雑な組織がイメージされていたということが分かる。この魔女の組織は、師弟関係や交友関係、そして血縁関係などをベースとしながら、現実社会における有力者を含むあらゆる身分・階層の人びとを含む形で広がっていると想定されている。シュルトハイスの記述においては、概ねそのような人びとが魔女の組織においても指導的な立場にあったような描写もなされている。このような点は、ディリンガーが述べる「魔女共同体」のイメージや近年の魔女研究の成果にも合致していると言えよう。

魔女の組織的なイメージは、魔女裁判の手続にどのような影響をもたらしたのであろうか。魔女裁判手続においては尋問で仲間の魔女を聞き出すということに重きが置かれたということは既に多くの研究で述べられていることであるが、シュルトハイスのテキストにおいてもそれは変わらない。シュルトハイスのテキストにおいては「誰が魔術を教えたのか」「誰に魔術を教えたのか」という魔術の師弟関係に加え、「サバトで誰を見たのか」という質問がきわめて重大な質問として挙げられている。シュルトハイスのテキストにおける数少ない拷問の描写のひとつがこのことに関する尋問の描写の中で現れるというのは、この点で象徴的であ

る。また、上述のように魔女の組織は現実社会のあらゆる階層に及んでいると考えられたため、有力者が名指しされることに対する配慮は当然なされる一方で、修道士や聖職者の名前が挙げられることも、あり得ることとして見なされている。

非常に重要な点として、シュルトハイスの尋問の描写の際に、尋問されている本人が魔女であるかどうかということを確認するような質問は多くない。それよりも彼の主眼は、いかに仲間をあぶり出すかにあったように見える。尋問は前者について確認する場ではなく、後者の情報を聞き出し、新たな裁判へと繋げる場であったようだ。魔女が集団であるという認識は、尋問におけるシュルトハイスの意識と目的を規定している。

しかしながら、魔女裁判手続において仲間のあぶり出しが重要であったからこそ、魔女裁判手続に対する批判もこの点に寄せられた。とりわけシュルトハイスにとって重大と思われた論点は、「共犯者の告発を信頼することができるのか」、また「信頼できたとしても、一体どの程度の効力を持つのか」という点であった。

魔女裁判において共犯者の告発は重要な論点のひとつだった。ボダンやピンスフェルトは魔女術罪において共犯者の告発を証拠として認める立場を採っていた。一方でシュペーは一切認めない立場を採っている。しかしながら、ファリナキウスやカルプツォフ、ブルネマンら刑事法学者たちは、共犯者の告発を徴表として認めていた。このことから、シュペーのような態度は特殊であると言える。

告発は、魔女裁判手続を進める上でどのくらいの重さがあったのだろうか。ボダンは、ただ1人の告発であっても、それによって拷問へと手続を進められる可能性を認めていた。しかしながら、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマンら刑事法学者の共通の見解としては、共犯者による告発は2人以上の人々によって証明されてはじめて、拷問へと手続を進めることができるというものであった。ボダンの主張は近世刑事法学の枠を大きく越えていたとみるべきだろう。また、この問題については、タナーのように被告人に「良き評判」がある場合、告発がどれだけあったとしても拷問へは進み得ないという主張もあった。この際には共犯者の告発への近世刑法（学）上の議論と共に、魔女術罪の場合の共

犯者というのが魔女であり、また悪魔の介入があるという、魔女術罪特有の事情に由来する問題があった。このように、近世において魔女の告発の証拠としての地位は、大いに議論的となり得るものだったようである。

この共犯者の告発については、拷問によって自白した魔女が後に自白を撤回した場合、それをどう扱うのかという問題も存在していた。この撤回の有効性については一般的な刑事法学者を含めて議論がなされていたが、最も議論的になったのは最終開廷日における撤回である。例えばボダンやピンスフェルト、デルリオ、そしてカルプツォフは最終開廷日に撤回があった場合、この撤回を認めない立場であった。一方でシュペーやブルネマンは『カロリナ』に従い、撤回を認めて訴訟記録送付を行うべきだとする立場であった。そもそも撤回というのは自身や仲間についての供述を取り消すことなのであるから、悪魔学者が撤回を認めず、魔女裁判に反対する立場のシュペーが撤回を認めているのは、それぞれの立場に沿ったものであったと言える。刑事法学者たちについては、慎重論を唱える立場もあれば、刑を引き延ばすための方便であるとして、撤回を認めない立場もあった。

さて、以上のような近世の議論状況において、シュルトハイスはどのような位置付けになるだろうか。まず、シュルトハイスは共犯者の告発を徴表のひとつとして認めている。ただし、ボダンのように告発が1人だけであっても拷問を行えるというのではなく、複数の告発があれば拷問に進むことができると論じている。とはいえ、刑事法学者たちの多くが（他の徴表と同様に）常に2名以上による証明を求めているのに対して、シュルトハイスはたった1人の告発であっても他に徴表があれば拷問に進むことができると論じている。以上のことから、シュルトハイスは基本的には刑事法学者たちと歩調を合わせつつ、しかしボダンほどではないにせよ、魔女裁判を進める側にとって有利な主張をしていると言える。もちろん、これは状況によって変化しうる条件で、例えばタナーとの議論を見る限り、身分の高い人物に対する告発の場合は4名以上の告発を要すると考えていた。

撤回については、シュルトハイスは原則的には魔女の撤回を認める（撤回された自白は証拠ではなくなる）という立場を採っている⁷²。ところ

が、シュルトハイスは撤回を認めるか否かという判断に際して、「悔悛」という基準を設けている。すなわち、「悔悛」を済ませた魔女については撤回を認め、「悔悛」をしていない魔女については撤回を認めないというのである。この「悔悛」を用いた判断基準はボダンにも見られ、シュペーによっても言及されている（シュペーはこの「悔悛」について、「悔悛」している魔女であろうと告発を徴表として認めることはできず、また「悔悛」しているなら撤回はより重要だと述べている）。しかしながら、「悔悛」については、本来は任命された聴罪司祭が被告人による告解とそれに対する秘跡の授与という形をとるはずであるが、シュルトハイスの記述からは「誰が」、「何をもって」判断するのか必ずしも明示的でない。さらにシュルトハイスは、魔女コミサールが尋問中に「聴罪司祭として」振る舞っていると述べている。このことからシュルトハイスは、「悔悛」を魔女コミサールないし裁判役人が、恣意的に判断できる、と考えている可能性がある。もしそうであるなら、シュルトハイスの主張は、撤回の有効無効は裁判役人が決めることができるという極めて恣意的な手続の可能性がある。このような主張は、ボダンの議論に、コミサール制度が結びついて、発展したものだと言えるかもしれない。この聴罪司祭と魔女コミサールの関係については、続く第4章で取り扱おう。

またシュルトハイスは、タナーとの議論の中で拷問による自白の強制や虚偽の告発による無実の者の危険という点について認めている。しかしながら、これに対する対策としてシュルトハイスが挙げているのは「慎重に尋問を行う」「拷問はなるべく行わない」という一般的な慎重論と「無実の者に危険が及ばないように神が助けてくださる」という宗教的な話であり、具体的な対策とは言い難いものであった。

以上のようにシュルトハイスの手続や議論を確認することで、魔女術罪の組織犯罪性についてどのようなことが言えるだろうか。先ず、魔女裁判の手続においては被告人が有罪であるか否かよりも、むしろ仲間をあぶり出すことに焦点が合っている。撤回に関する議論においても言及したように、シュルトハイスの議論では被告人が行った仲間の名指しが

⁷² ただし留意すべき点として、シュルトハイスが論じているのは仲間の名前に関する自白であり、被告人自身の容疑についてはではない。

正しいかどうかが問題であり、逮捕され尋問されている人物が魔女であるのか否かはほとんど問題の外にある（あるいは、既に魔女であることは確定の上で逮捕・尋問がなされている）。さらに、変幻自在の悪魔の能力もあって個々の供述の内容の差異は大いに無視され、重要なのは「誰の名前が拳がったか」という点に終始している。魔女に対する尋問においては個々人が何を行ったかということが事細かに問われているように見えるが、実際には魔女は全体的に把握され、個々の被疑者は魔女という組織の中に埋没してしまっているのである。魔女が組織犯罪であるということを前提にするということは、このような意味を持っていたのである。

シュルトハイスのテキストを検討して判明したことは、従来の研究にて明らかにされてきた魔女の集団性の意味に対して、それが魔女迫害を進める者の認識に大きな影響を及ぼし、実際に具体的な法的な手続にまで影響を与えているということであった。既に確認したように、シュルトハイスの場合、推奨されている具体的な手続は（例外犯罪扱いではあるものの）刑事法学の枠を逸脱しないものであったが、その意識は仲間をあぶり出すことに向けられていた。組織犯罪としての前提があることによって迫害が拡大していく、その手続的な理由が、本章での検討によって明らかになったと言えるだろう。

さて、シュルトハイスの手続に関する議論は例外犯罪論に関しても、本章で取り扱った仲間の供述の信憑性の問題についても、避けられない議論がある。それは、魔女はなにを行うか、悪魔はなにをなしうるか、神は裁判従事者をどこまで助けてくれるかといった宗教的な議論である。これは魔女裁判の批判者の側にとっても重要な要素であり、例えばタナーは悪魔の積極的な妨害故に魔女術罪を他の例外犯罪とは異なると位置づけ、慎重な手続を求めていた。シュルトハイス自身は本章で述べたように自らを神学者ではないと述べながら、しかし彼は手続について論じる際に宗教的な議論を行わざるを得ない。次章ではこのような魔女術罪の宗教的な要素について検討する。

第4章 魔女術罪と宗教

第1節 魔女術と宗教の関わり

（1）魔女術罪の宗教性

魔女術の犯罪は宗教的であるというテーゼには、無数の論点が含まれている⁷³。「宗教的」という語の持つ具体的な射程をどのような範囲まで拡大するかという問題はあるが、ここでは呪術と宗教それ自体の関係はおくとして、西洋的な魔術ないし魔女とキリスト教との関係に限定したい。また、魔女術はしばしば「宗教犯罪」と称されることがあるが、それは「宗教に対する犯罪」を意味している⁷⁴。宗教犯罪という犯罪類型については、研究史上必ずしも自明とはいえないが、ベーリングーは16～18世紀のバイエルンにおける刑罰を論じる際に犯罪の分類を行っており、異なる分類があり得ることを認めながらその中に「宗教犯罪 (Religionsdelikte)」の項目を設けている。彼は「宗教犯罪」について「宗教に対する犯罪 = 宗教犯罪 (Verbrechen gegen die Religion = Religionsverbrechen)」という表現をしており、この際に具体的な宗教

⁷³ 魔術や魔女といった存在は、「呪術」すなわち「何か隠された神秘的方法によって」対象に働きかける方法、またはそれを行使する人であるため、そこにはそれらが受容されている当該社会の呪術観・宗教観が基礎として存在している。このような意味での「呪術」の宗教性は本稿の範疇を大きく超えて宗教学と人類学の領分となってしまう、それを論述することは筆者の手に余る作業となる。尤も、一部の魔女研究は人類学との接近の傾向を強く示しており、とりわけ現在ヨーロッパにおける魔女研究の第一人者であるヴォルガング・ベーリングーは魔女と魔女迫害を西洋近世に限らず、人類に普遍的な現象として取り扱い、人類学の研究成果をふんだんに取り入れている。Wolfgang Behringer, *Witches and Witch-Hunts: A Global History*, Cambridge 2004.

⁷⁴ 「宗教犯罪」と言った時、我が国においては「宗教組織や信者による、信仰に基づく犯罪行為」という意味合いで用いられるケースが散見されるが、これは刑法的には「確信犯」と呼ばれる類のものであり、「宗教に対する罪」とは意を異にする。本稿と同じような意味で「宗教犯罪」という言葉を用いているものについては、例えば高橋直人「近代刑法の形成とバイエルン刑事法典（1751年）：啓蒙と伝統との交錯の中で」『同志社法学』第47巻6号、1996年、429-472頁。

犯罪として異端 (haeresia)、瀆神、卜占、迷信、教会汚辱、関係断絶、宗派の変更とともに魔女術 (maleficium)、魔術 (sortilegium) が挙げられている⁷⁵。近世ヨーロッパにおいて魔女は一般的に悪魔の手先であり、キリスト教の敵であると観念されていたし、その点で「宗教に対する犯罪」すなわち宗教犯罪であったと言えるだろう。このように、魔女と宗教 (キリスト教) の関係は極めて深くまた多岐に渡り、その中には法的な意味を含むものもあったと言える。

ところでこのような魔女術罪の宗教性は、これまで魔女裁判や魔女術罪が法制史的に等閑視されてきた原因でもある。ラーナーは、20世紀の研究者たちが合理主義的な態度でもって、魔女術の犯罪が不可能であることから、魔女術罪を「特異」なものとして見なしてきたと指摘している⁷⁶。しかしながら、近代以前においては三権分立も政教分離も確立されていない。とりわけ近世という時代は宗教改革や「宗派化」の時代であり、「世俗的な領域と宗教的な領域は根本的に、互いにまだ分離してはいなかった」⁷⁷。このような状況において、裁判や法手続を近代的な合理性の側面からのみ把握しようとするのは、近世という時代性を無視していると言わざるを得ない。

⁷⁵ Wolfgang Behringer, Mörder, Diebe, Ehebrecher, Verbrechen und Strafen in Kurbayern vom 16. bis 18. Jahrhundert, in: Richard Van Dülmen (Hrsg.), Verbrechen, Strafen und soziale Kontrolle, Frankfurt a.M. 1990, S. 85-132, S. 96, 110, Tabelle 6. なお、ベーリンガーは①生命に対する犯罪、②所有秩序に対する犯罪、③道徳に対する犯罪、④宗教に対する犯罪、⑤国家に対する犯罪、⑥訴訟手続上の犯罪、⑦身分犯罪、⑧日常犯罪、⑨不明な犯罪に分類している。ベーリンガーに拠れば、16世紀末のバイエルン選帝侯領においては、とりわけ魔女術と異端に関してであるが、宗教犯罪による処刑が際立っており、16世紀を通じて宗教犯罪への迫害が特徴となっているとされる。

⁷⁶ Christina Larner, Crimen Exceptum? The Crime of Witchcraft in Europe, in: Vic Gatrell, Bruce Lenman and Geoffrey Parker (ed.), Crime and the Law: The Social History of Crime in Western Europe since 1500, London 1980, pp. 49-75, p. 58.

⁷⁷ Heinrich Richard Schmidt, Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert, München, 1992, S. 86.

（2）魔女裁判理論における悪魔の存在意義

とはいえ、このような法の領域における魔女術と宗教との関わりについてもまた非常に多岐に渡るため、本稿ではテキストとの関係を考慮して2点のみを取り挙げたい⁷⁸。先ず第一の点は、魔女（術）と悪魔との関係である。法的な領域における魔女、魔女術ないし魔女迫害と悪魔との関係については、主に3つの点で論じられてきたように思われる。第1に、魔女迫害（裁判）の原動力のひとつとして近世における悪魔への恐怖が挙げられることがある。リヴァックに拠れば、中世の段階では悪魔は純粋な霊体であって肉体を持たず、空気によって肉体を形作ったり、幻覚を見せたり取り憑いたりすることで生身の人間に干渉するとされていたという。当時隆盛を誇っていたスコラ神学においては、悪魔は別段無限の力を持つ強力な存在としては見なされていなかった。しかしながらこのようなスコラ神学の考え方が15世紀に変化し、悪魔はキリストの敵から神の敵へと移り変わるにつれその力も増していき、偶像崇拜の対象や異端の源と見なされるようになっていったのだという⁷⁹。魔女迫害の原動力のひとつとして、このような悪魔と悪魔に連なる魔女への恐怖が存在したということは、しばしば指摘されてきたことである。

⁷⁸ 例えば、本稿では取り扱わない法的領域における魔女術と宗教との関わり最大の例として、異端審問と魔女裁判の関係を挙げることができよう。これはかなり広範な論点を含んでおり、魔女ないし魔女裁判の源流としての異端ないし異端審問に着目した研究は枚挙に暇がない。このような研究としては以下を挙げるに留める。Norman Cohn, *Europe's Inner Demons*, London 1975; Kathrin Utz Tremp, *Von der Häresie zur Hexerei: „Wirkliche“ und imaginäre Sekten im Spätmittelalter*, Hannover 2008; Kurt Baschwitz, *Hexen und Hexenprozesse*, München 1963. さらに、かつては同一視されて誤解されてきた「異端審問的な手続」すなわち「糺問手続」と魔女裁判手続との関係性についての研究も存在する。Winfried Trusen, *Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung*, in: Sönke Lorenz (Hrsg.), *Das Ende der Hexenverfolgung*, Stuttgart 1995, S. 203-226; Arnd Koch, *Die Grundlagen des deutschen Strafverfahrens. Zehn verbreitete Fehlvorstellungen und ihre notwendige Korrektur*, in: Hinrich Rüping, Georg Steinberg (Hrsg.), *Macht und Recht. Zur Theorie und Praxis von Strafe*, München 2008, S. 393-408.

⁷⁹ Brian Levack, *Hexenjagd*, München 2003, S. 41-43.

悪魔が関わってくる残りの2点はより具体的な法的領域の問題として存在する。つまり、魔女術の構成要件と、悪魔の徴表に関してである。従来の研究において悪魔は、魔女術罪の構成要件のひとつとしてしばしば言及されてきた。ザウターが指摘するように、現在の研究においては魔女術罪は五つの要素から成り立っているとされる⁸⁰。すなわち、悪魔との契約、悪魔との情交、魔女のサバト、魔女の飛行、害悪魔術である。この中でもとりわけ悪魔との契約は魔女術罪の構成要件のひとつであるのみならず、害悪魔術の行使と悪魔崇拜とを結びつける役割をも果たした⁸¹。というのも、魔術の源は悪魔であると考えられていたからである。このように、魔女は悪魔と契約を結ぶことを発端として、悪魔と性交したり、サバトまで飛行していったりして悪魔崇拜をし、悪魔の力を借りて害悪魔術を行使したとされるのである。すなわち、魔女術罪の核心には魔女(術)と悪魔との関係があると言える。

魔術(呪術)の存在はキリスト教以前に遡ることができるが、古い時代のそれは悪魔と特別の関係はなかった。しかしながら、ベーリンガーに拠れば、13世紀にトマス・アクィナスが『神学大全』(1270年)の中で、魔術師が悪魔の助けを借りることにより実際に魔術を使えるという印象を与えた⁸²。以降、「魔術の悪魔化」という現象が表向き進行していく⁸³。このことはとりわけ農村などにおいては顕著であるようだが、近世においてどの程度までそれが浸透していたのかには疑問の余地があり、未だに詳らかにされてはいない⁸⁴。例えば、近世の大部分ではないが、しかし多くの裁判記録において、魔女術の被疑者や目撃者は、その魔術に関

⁸⁰ Marianne Sauter, Hexenprozess und Folter: Die Strafrechtliche Spruchpraxis der Juristenfakultät Tübingen im 17. und beginnenden 18. Jahrhundert, Bielefeld 2010, S. 64.

⁸¹ Levack, aa.O. (註79), S. 44.

⁸² ヴォルフガング・ベーリンガー(長谷川直子訳)『魔女と魔女狩り』刀水書房、2014年、55頁。

⁸³ これには背景として悪魔学の発展が関係している。これについては以下を参照。波多野敏「悪魔学の知的背景」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、89-118頁。

⁸⁴ ベーリンガー、前掲書(註82)、56頁。

して悪魔の存在については一切言及していないという⁸⁵。とはいえ、近世において多くの知識人の中で、魔女の実在以上に、悪魔の実在が信じられていたのは事実であり⁸⁶、それはヨーハン・ヴァイヤー⁸⁷やシュペーといった魔女裁判の反対者たちに関しても例外ではなかった。

その上で近世の学者たちは、魔女術および魔女の語る自白において悪魔の作用を論じており、これは実務に関してもしばしば影響力を持った。例えば、先述のヴァイヤーはクレーヴェ公領において公ヴィルヘルム五世の侍医であったが、彼は魔女の自白は悪魔の見せた幻の結果だと述べた。「酩酊者や狂執者およびメランコリックな情念〔の持ち主〕に於いて、理性の行使が、四体液および毒気〔の影響〕によって損害を受けるのと同じ要領で、霊的存在である悪魔は、神の赦しの下に、それら〔主に四体液〕を攪乱し、自分が生起させる幻覚に都合のよいように調節して、理性を乱すのである」⁸⁸。ここでヴァイヤーは魔女が実際に何らかの被害を与えることを否定し、もって魔女の責任を認めていない。また彼は「悪魔には不可能な事柄」を論じ、悪魔は被造物として、無から有を生み出すことはできないと論じている。このようにヴァイヤーは悪魔の能力について述べることで、魔女に何が出来るのか、魔女が何を行うのかを論じ、魔女裁判の不当性を訴えているのである⁸⁹。また、ヴェルテンベル

⁸⁵ 同上、57頁；上山安敏「魔女狩りの諸相」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、7-88頁、46-49頁。

⁸⁶ この点については最も参考になる文献は、S. クラークの手による以下の大著であろう。Stuart Clark, *Thinking with Demons: The Idea of Witchcraft in Early Modern Europe*, New York 1997.

⁸⁷ ヨーハン・ヴァイヤー（1515年-1588年）については、以下を参照。Art. Weyer, Johann, in: ADB. 利用したテキストは Johann Weyer, *De praestigijs daemonvm, et incantationibus ac ueneficijs Libri sex*, Basel 1568. また、本書には英訳が存在する。Johann Weyer, Geoge Mora (Ed.), *Witches, Devils, and Doctors in the Renaissance*, Arizona 1998. なお、ヴァイヤーの主張については、以下の文献を参照。黒川正剛『魔女とメランコリー』新評論、2012年、56-62頁；平野隆文『魔女の法廷 ルネサンス・デモノロジーへの誘い』岩波書店、2004年、125-207頁。

⁸⁸ 平野、前掲書（註87）、144頁。

⁸⁹ 同上、303頁、143-152頁。

ク公領のヨハネス・ブレンツ（1499年-1570年）は、悪魔が天候を操ることができるという考えを否定し、神のみが自然の営みに影響を及ぼすことができるとした。悪魔は神が嵐を起こすのを予想することができるため、あたかも実際に嵐を起こす方法があるかのようにして魔女を騙すのだと、彼は考えた。その結果として、テュービンゲン大学およびヴェルテンベルク公領では、魔女が「天候魔術」を行使するというのは幻であるとされた⁹⁰。このような例を見るに、悪魔と魔女の関係や悪魔の能力の限界は、魔女術罪と魔女裁判の根幹に関わる問題だと言える。

もう一点、従来の研究においては魔女を見分ける方法つまり魔女術罪の徴表として悪魔の存在は言及されている。これには「魔女マーク」についての記述と、また悪魔が他人の姿を取って人前に姿を現すという現象についての記述の2つが挙げられる⁹¹。「魔女マーク」とは、悪魔が契約やサバトの際に魔女につけた傷や痣、できもののようなもので、そこは刺しても痛みを感じる事がなく、血が流れることもないと考えられた。H. シュメルツァーやA. L. バーストウらに拠れば、女性たちは男性の刑事によってしばしば公衆の前で調べられ、恐怖と羞恥の故に麻痺してしまって痛みを感じなくなったのだらうとされる⁹²。また、この際には、明らかな「イカサマ」として先端が丸められていたり、押すと引込むように細工された器具が用いられたという事がしばしば指摘されている⁹³。この「魔女マーク」は、魔女裁判において多く利用された魔女か否かを調べる方法であった。例えば、1672年にヘッセン＝ダルムシュタット

⁹⁰ Edward Bever, *The Realities of Witchcraft and Popular Magic in Early Modern Europe: Culture, Cognition, and Everyday Life*, Great Britain 2008, p. 6; 上山、前掲論文（註85）、66頁；牟田和男『魔女裁判－魔女と民衆のドイツ史』吉川弘文館、2000年、54-55頁。ベーリンガー、前掲書（註82）、131頁。

⁹¹ Walter Rummel, Rita Voltmer, *Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit*, 2. Auflage, Darmstadt 2012, S. 46-47.

⁹² ヒルデ・シュメルツァー（進藤美智訳）『魔女現象』白水社、1993年、153頁；アン・ルーエリン・バーストウ（黒川正剛訳）『魔女狩りという狂気』創元社、2001年、229-234頁。

⁹³ シュメルツァー、前掲書（註92）、153頁；黒川正剛『図説 魔女狩り』河出書房、2011年、88頁。

ト方伯領のダルムシュタット近郊にて逮捕されたエルゼ・シュミットという女性について、「右肩下に悪魔のしるしを発見し、2本の針で突き刺しても血が出ず、痛みも感じなかった」という記録が残っている⁹⁴。また、ヘルマン・レーア⁹⁵の著書の中には、1631年に裕福な女織物商クリスティーネ・ベーフゲンが針の検査を受けている様子を描いた絵が挿し込まれている⁹⁶。この「魔女マーク」が証明として有効であるかはすでに1590年代から議論がなされており、結局プロテスタント諸地域や、カトリックであるバイエルンにおいても否定されることになった⁹⁷。従来の研究では「魔女マーク」は悪魔の存在と共に魔女裁判の不当性、非合理性、虚偽性を象徴する存在であった。とりわけ言及したように、フェミニズム的研究では男性による女性迫害の象徴ともされた。これは、シュペーのような魔女裁判の反対者が同じような論調で「魔女マーク」を批判したことにも大きな影響を受けていると思われる。

以上のように従来の研究において魔女術罪における悪魔の存在は、具体的な法的場面としては構成要件や徴表として言及されてきた。このことからわかるように、近世においては中世までの神学の議論を踏まえた悪魔学が展開されており、それに対応する形で魔女術罪が議論されていたのである。そのため、魔女裁判の手續を扱うにあたって悪魔や神の力といった「非合理的な」要素を考えることは、極めて重要なことなのである。既に本稿の第2章や第3章で触れてきたようにシュルトハイスのテキストにおいては様々な場面で悪魔の存在が意識されており、構成要件や証明の分野以外でもシュルトハイスの理論における重要な部分で登場している。近世の法律家や彼らの考える手續理論にとって悪魔の存在がいかなる意味を持ったのかを確認することは、前章までで検討してきたこととも深く関わっている。本稿ではこのことに鑑みて、従来の研

⁹⁴ 浜本隆志『拷問と処刑の西洋史』新潮社、2007年、91頁。

⁹⁵ レーアについては、拙稿「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判（2）：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして」『北大法学論集』70巻5号、2020年、17-60頁、58頁を参照。

⁹⁶ バーストウ、前掲書（註92）、231頁。

⁹⁷ 牟田和男「魔女狩り積極派と批判派の抗争」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、119-150頁、136頁。

究でも取り扱っていた魔女と悪魔の関係や悪魔の能力の限界についての議論や、「魔女マーク」などの証明の分野の議論を含めた、魔女裁判手続とその理論における悪魔の存在意義を包括的に明らかにしてみたい。

(3) 魂の救済をめぐる問題

さて本章で、宗教との関わり合いとして取り挙げる第2の点は、魂の救済についてである。既に述べたように、魔女は悪魔と契約を結んだと考えられていた。それ故に魔女は異端者以上の背教者また悪魔崇拜者であり、キリスト教的な魂の救済に関わる犯罪者だと見なされていた。そのため、魔女が最後に魂の救済を得るためには、悪魔との関係を絶ち、刑に服する必要があった。

このような事情から、魔女裁判において魔女を訴追する側は、熱心に自白を勧めたり、拷問に取り組んだりしていた。クライツに拠れば、魔女研究においてはしばしば訴追者たちは「利己的な目的のために彼らの犠牲者たちの生活の破滅を求めている人々」と描写されてきたが⁹⁸、実際の振る舞いを見ていると、そのように強欲で権力志向の強い人物とだけ評するのは困難であるか、あるいは一面的であると言えよう。訴追者たちはしばしば実際の裁判において、魔女として逮捕された人々に対して、自白と悔悛をし、それによって自らの魂を永遠の弾劾から救済するように、と強く勧めている。従来研究者たちはこれを偽善だと切り捨ててきたのであるが、クライツはE. デルカンプルの研究を紹介しながら、これを額面通りに受け取る方が遙かに尤もらしい説明だと論じている。デルカンプルはロレーヌ公領における魔女裁判の研究において、実際の裁判記録を渉猟しながら、訴追者たちが被逮捕者の霊的福祉に真剣に関心を払っているようだと結論する⁹⁹。デルカンプルは、当地における裁判官たちが通常は非専門家であり、周囲の農民(即ち、魔女とされた人々)

⁹⁸ Joseph Klaitz, *Servants of Satan: The Age of the Witch Hunts*, Bloomington 1985, p. 149.

⁹⁹ Etienne Delcambre, *Witchcraft Trials in Lorraine: Psychology of the Judges*, in: William E. Monter (Ed.), *European witchcraft*, New York 1969, pp. 88-94, pp. 93-94.

と同じ起源を持つ人々であると述べる。彼らが純粹に魔女たちの魂の救済に関心を払っている典型例として、デルカンプルは、既に自白した女性に対して「彼女の哀れな魂をそのような大きな罪から解放するために、魔女術によって行った他のどんな行為をも思い出し、それらを正直に明日の朝明らかにするように努め」れば、「裁判所での良き告白と彼女の咎についての完全な悔悛の後に、神が恩寵と慈悲を彼女の上にもたらそうという気になるだろう」と述べた尋問者の例を挙げている¹⁰⁰。また、しばしば尋問者は、この世の生の儂さや地獄の恐ろしさを思い起こさせたり、長い説教を行ったりしているという。このようなやり方は確かに効果的な訴追戦略ではあったが、一方でそのような配慮の多くは自白ののちに行われていたため、デルカンプルはそれらが純粹な靈的福祉への関心によって動機づけられていたと判断している。同様に、上山安敏は敬虔なキリスト教徒仲間における拷問について、それが「相手の魂を永久の天罰と地獄の苦しみから救ってやるという願い」から行われたと述べている¹⁰¹。また、絞殺した後に火あぶりにするという処刑方法は「魂の救済」とみなされたとし、魔女裁判においては自白が「悔い改めと罪の償いであり魂の救済である」と解されたとも論じている。このように、魔女裁判の各過程が罪人と神とを和解させるひとつの道であると考えられていたのである¹⁰²。

デルカンプル、クライツ、そして上山は、以上のように拷問や尋問を行う側の心理として魂の救済への関心を指摘しており、また魔女裁判における拷問から刑罰に至るまで、被告人の魂の救済と関係づけて捉えられていたという事は、既に先行研究の指摘するところである¹⁰³。本稿で

¹⁰⁰ *ibid.*, p. 91.

¹⁰¹ 上山安敏『魔女とキリスト教』講談社、1998年、234頁。

¹⁰² 同上、234-235頁。

¹⁰³ 本論と直接関係のない事であるが、同様に、石井三記はロレーヌ地方における魔女裁判について、被拷問者の心理における「魂の救済」の重要性を指摘している。石井に拠れば、「魔女でもないのにそう自白したのなら、それは偽証罪になりかねず、この罪は死刑をもたらすだけでなく、神学者の立場からは永遠の罰に値する」と考えられていたため、これが被拷問者にとって自白を拒否して拷問を耐え抜くための宗教的な動機となったという。また、共犯者の告

は、このような認識を踏まえて、魂の救済という宗教的要素がシュルトハイスの手続理論においてどのような役割を果たしているのかを分析したい。従来の研究では、尋問や拷問、すなわち罪を明らかにするという面において魂の救済という考えが果たした心理的役割を論じているが、この点についてはより広い文脈からも考察されるべきであろうし、特に法的な場面でのより具体的な意味合いも考察すべきだろう。というのも、シュルトハイスは証明の分野において魂の救済に言及しており、そこで魂の救済には一定の手続的な意味も付加されているのである。

以上のような点に関係して、魔女裁判における「聴罪聖職者(聴罪司祭)」の役割についても言及しておかねばならない。『新カトリック大事典』に拠れば、聴罪司祭とは「権限を持つ教会権威者からゆるしの秘跡¹⁰⁴によって適法かつ有効に罪をゆるす権能を受けている司祭」のこと

発の動機について拷問を早く終わらせたいという動機が大きいと述べても、他にも本心からの告発もあったと述べている。それは「たとえば本当に家族でサバトに参加したと信じ込み、真実を述べないと地獄に落ちるし、近親者であろうと魔女の名前を挙げるのは神のよみするところであり、告発はキリスト教徒としてのつとめだと考え」たためであったとされる。石井三記「ロレーヌ地方の魔女裁判とサバト」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、151-184頁、156-161頁。

¹⁰⁴ かつては「告解の秘跡」と呼ばれていたが、第2ヴァチカン公会議以降、「ゆるしの秘跡」という名称を用いている。また、「悔悛の秘跡」とも言われる。ラテン語では、*sacramentum paenitentiae* と表記される(ドイツ語では「悔悛」は Buße である)。痛悔、告白、償いといった名称はすべて、この秘跡の行為要件を指しているとされる。プロテスタントにおいては「罪の告白」と呼ばれており、牧師に行くものとされている。公的贖罪の制度は3世紀半ばに形成された。この制度は洗礼後の大罪に対する1回限りの悔い改めを認める制度で、「第2の悔い改め(*paenitentia secunda*)」と呼ばれた。これは罪の告白、償い、和解の3段階から成立していた。中世になると、このような公的な贖罪ではなく、私的な告白方式がアイルランドの修道士たちから伝わってきた。当初これは激しい反対に遭ったが、650年のシャロン・シュール・マルヌの教会会議において有用性が認められた。木本では、罪の個人的な告白に対してすぐに赦免が与えられ、償いが後に続く形式となった。また、一度だけでなく何度も行えるようになったほか、大罪のみならず小罪も対象とされた。個人的な告白(告解)に重点が置かれるようになった。第4回ラテラン公会議では、性別を問わず

である¹⁰⁵。聴罪聖職者（聴罪司祭）は、本稿で主として取り扱う史料の中では Confessarius（羅）、Beichtvater（独）として登場する。1215年の第4回ラテラン公会議において、すべての信徒は少なくとも年に1回、告解の義務が課せられた。当初、この決定はそこまで重要なものではなかったが、しかし告解を聴き、ゆるしの秘跡を与える聴罪聖職者たちの社会的な地位を明確に強化した。近世の刑事裁判においては一般的に刑の執行の前に数日間、自らの罪を告解するための機会が与えられた。それは魔女裁判においても同様であった。最後に被告人と密に関わるという職務上、聴罪聖職者は近世刑事裁判の問題点に触れる機会が多く存在した。シュペーがそうであったように、このような聴罪聖職者たちはこのような告解の経験を基にしばしば著作を著している¹⁰⁶。とはいえ、シュペーのような著名な聴罪聖職者については別であるが、管見の限りで聴罪聖職者という存在が魔女裁判においてどのような役割を果たしたのかについて、それも学識法曹の視点から取り扱った研究はない。幸いなことにシュルトハイスは聴罪聖職者についてまとまった記述を残しているた

べての信者が年に1回、所轄の司祭にすべての罪を告白し、指定された償いを果たすように努めることが定められた。ただし、これは信者にとって重荷になっていたようである。ルターは罪を告白することが有益であり、ゆるしの秘跡が救いのために必要であると認めていたが、しかし多くの宗教改革者はゆるしの秘跡に否定的であり、罪を司祭に告白する義務はないと主張した。これに対して従来のカトリックの教理を確認したのがトリエント公会議（1545年-1563年）である。トリエント公会議以降、信者が頻繁にゆるしの秘跡を受けることが習慣化され、諸修道会では毎週ゆるしの秘跡を受けることが義務とされた。その結果として、多くの信者が聖体拝領前に必ずゆるしの秘跡を受けることが常態化したという。「トリエント公会議」『新カトリック大事典』第3巻、2002年、1364-1371頁；「ゆるしの秘跡」『新カトリック大事典』第4巻、2009年、1103-1107頁。刑事裁判の場における告解と悔悛については、拙稿（註1）の註61も参照。

¹⁰⁵ 「聴罪司祭」『新カトリック大事典』第3巻、2002年、1080-1081頁。

¹⁰⁶ Peter Dinzelbacher, Alt. Beichtvater, Historicum.com(閲覧日 2021年11月30日)
<https://langzeitarchivierung.bib-bvb.de/wayback/20190716090848/https://www.historicum.net/themen/hexenforschung/lexikon/alphabetisch/a-g/artikel/beichtvater/>

め、魔女裁判における聴罪聖職者と学識法曹との関係性に関して新たな視座を提供できるだろう。